

産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和6年3月1日（金）午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室

3 事 件

請願第1号 三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについて

議案第38号 三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例

議案第43号 三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例

議案第44号 財産の無償貸付について

議案第35号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

議案第37号 三次市公共下水道条例の一部を改正する条例

議案第36号 三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

議案第42号 市道路線の認定、廃止及び変更について

4 出席委員 弓掛 元，重信好範，新家良和，鈴木深由希，伊藤芳則，新田真一，増田誠宏

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【産業振興部】中廣産業振興部長，押谷商工観光課長，小山観光振興係長，浜野商工労働・企業誘致係長

【建設部】加藤建設部長，秀吉下水道課長，近藤建設係長，土井管理係長，

行政土木課長，井場部付課長，藤井管理係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○弓掛委員長 ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの産業建設常任委員会の令和6年3月定例会のフォルダにございます、審査順の通り行いたいと思います。本日の委員会では初めに請願1件について、提出者から説明をしていただき、質疑を行います。その後、参考人の意見聴取を行い、質疑を行います。

次に、産業振興部の議案4件及び建設部の議案3件についての執行部からの提案理由の説明と質疑を行い、討論採決、意見集約等を行っていただく予定です。以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○弓掛委員長 では、そのように進めさせていただきます。それでは会議に入ります。

請願第1号「三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用

しないことを求めることについて」の審査を行います。請願提出者の古川さんにお越しいただきました。ご多用の中、おいでいただき誠にありがとうございます。

本日は初めに、請願書の内容について説明をしていただき、その後、委員の方から質疑を行わせていただきます。時間は、説明と質疑を合わせて 30 分程度を予定させていただいております。また、本日の委員会審査は、ケーブルテレビで中継されております。映像やマイクによる音声の収録等の関係もございますので、発言はすべて着座のままお願いいたします。なお、発言される場合は「委員長」と挙手してから行ってください。私から指名いたしますので、その後、発言を始めてください。それでは挙手し、説明をお願いいたします。

○弓掛委員長 古川さん

○古川さん 古川と申します。よろしくお願いいたします。本日は請願の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。手持ちの資料として作成してきましたので、それを読み上げる形で、まず説明させていただきたいと思いますが、お願いいたします。

今から申し上げることは、社長と直接会話したこと、退職された従業員からの声、住民、株主の声、取締役を確認したことをまとめたものです。さらに、関わらせていただいているコロナ禍における道の駅の実態や、経営者、権力者としてのあるべき姿勢の一端を申し上げさせてもらいます。時間がある限り、委員各位のご質問に答えますので、何でも後ほど申し上げていただきたいというふうに思います。

最初に、基金の目的について申し上げます。森の泉をはじめ、道の駅施設等の維持修繕向上の財源として基金積み立てをしたものです。借金の返済に充てることは、どこの条文に特化しても出てきません。それは私自身が行政にいたときに、この基金条例を草案して、議会の同意を求めた経緯があるから一部始終知っております。経営責任者として最も必要な責任と向き合い、責任をとることが求められます。放漫経営の責任を求めることなく基金条文に反して、辛苦して積み立てた貴重な基金を借金、社長を守るための非理屈的な解釈はやめて欲しいというふうに強く思っています。これは株主や住民、広く市民を愚弄することになります。基金条例条文の解釈は、実は小学生にも実は先日説明したら、借金返済に充てることにいいか悪いかということで二者択一で小学生にクイズを出したところ、すべての小学生が、これは借金返済に充てるってことはできないものじゃないかという、小学生でもわかる条文だったというふうに思います。私自身がそんな高度な法的な知識を持ってないので、作ったときに、そういう私でもわかるような言葉で書いたと思います。間違った公権力の行使で、三次市職員に森友加計学園のような悲しいことにならないように絶対にしないでいただきたいというふうに強く思いました。市職員はとても有能な頭脳を持っています。上司の命令に従わなければならない義務の中で、やってはいけないことの葛藤の中で、この条文を曲げた解釈にしているというふうに、私も公務員の 30 年間の経験から切に感じました。小さな君田村という役場でしたが、その前は神奈川県庁にて、こういうふうな仕事もさせてもらったので、絶対こういうことはしてはいけないというふうに思っているところでございます。各種の条例は役人だけでなく

一般市民にも理解できる、ごく普通の理解と解釈の中で運用されるようになっていっていると思います。今回の基金条例の解釈については、飛躍した曲解した拡大のつけ足し解釈をすべきではないと思います。2月27日の宍戸議員の一般質問では、弁護士に相談したところ、条例の廃止について問題ないというふうに答弁されたと私記憶しています。弁護士に解釈を求めるような難解な条項はないはずです。市職員が読解運用に苦慮する条文もないはずです。なぜなら、条例は職員が送致して、議会の皆さんの同意を得て運用、施行されているわけです。

基金と会社の関係について申し上げます。基金は君田トエンティワンとは全く別物です。君田トエンティワンの流動資産ではありません。2月27日の宍戸議員の答弁で、君田トエンティワンの解散で基金の設置目的は終わったと答弁されたと記憶していますが、森の泉、道の駅などのハード施設が存在して、基金残がある限りは基金を設置し続けなければならないと思います。

定時総会から2ヶ月間で解散に至った要因について申し上げます。社長を連帯債務保証から守るための確認ができております。2月27日、10時ごろ電話ありました。その前にも私3回ぐらい社長と直接お会いしたり電話で話したりしています。10時頃の話をお願いします。私は社長に対して、社長。あなたと副市長が話し合い、基金を充てることにしたってことでしょ。いわゆるこういうシナリオを書いて、いかにも正当性があるようにしていますよ。違いますかって尋ねました。これに対して社長、何と申し上げたといえますかという、そうしないと私は破産しなければならない。理解してください。古川先生。先生と言われました。私は先生と言われたのが非常に腹立ったんですけど、しょうがないかなと思いました。応援してくださいというふうに、返すお金もないですよというふうなことまで言われました。今までも過去にあったときも、それは社長も副市長と話をつけて進んでいるということについては、私は率直に申し上げたところ、それに今までも申し上げた経緯はありませんでした。つまり泣き言でですね、皆さんの同意を買って、身を切る経営責任を全く触れずに基金を持って、いわゆる無罪放免で逃げ切るようなことだけはさせないで欲しいのです。

経営責任と従業員のモチベーション低下と住民離れということについて少し申し上げます。経営者は、経営責任を明確にした言動と行動が常に必要です。赤字の中でも、自身の役員報酬には責任ある見直しはしていません。お手元の方に資料お渡ししているのでまた後ほど説明します。それからパワハラの言動が従業員のモチベーション低下を招き、多くの従業員が去りました。社長のために頑張ろうとの意識の低下が売り上げの減少の最大の要因であります。これは社長じゃなくて、社長が最高責任者ですから申し上げますけど、すべての役員に責任があります。パン、弁当送迎車の運転が社長の責任でないことは理解されていないようでした。私は社長に、社長は車の運転していることでね、自分は頑張っている。職員はそう見てくれているかと思ったそれは大間違いですというふうに伝えたこともあります。それから地域住民を巻き込んだ経営サービス戦略が低下し、売り上げ減少、集客減少、ロコミの悪化を招いてきました。社長と総支配人の不仲が、従業員をうんざりさせて退職された方が多いです。経営の責任者としての

明確な指導力を発揮できなかったことが不仲解消できないまま続き、住民もうんざり感を蔓延し、森の泉離れが深刻になってきました。それから副市長は最大出資株主三次市からの取締役として、すべての取締役と経営責任を協議した形跡が、聞き入ったところによると全く私からは確認することができませんでした。社長として業務において、身を切る責任を従業員に伝わらないから従業員のモチベーションが低下したと聞き取りしています。成果は従業員のおかげの言葉が必要です。社長は私にもいつも、私はあれやっただけやっただけというふうに強調していました。それは従業員のおかげとして成果があるということと全く理解されてないんだなというふうに思いました。従業員あつての社長、取締役の存在です。森の泉が知名度を向上し、ブランド化を構築できたのは、前社長が常に責任をとる姿勢を私に伝えて、実際責任と向き合ってきたから私も勤めることができましたし、従業員の頑張る組織に繋がることができました。市役所の組織も一緒です。株式という違いはあるにしても、全く組織としては一緒なんです。上司の発言、責任行動がつぶさに部下たちは見えています。君田トエンティワンの6年間の放漫経営、責任のなさから、市役所の幹部職員も責任と向き合い、この上司とでは頑張れるなというふうにしていきたいのです。そうしないと、とても有能な人材を市役所から失うことになりかねません。

経営者として貸借対照を読めないというふうに私は思いました。1つは単年度の損益計算書以上に財務状況を反映している貸借対照の理解度の低さが借金拡大に繋がったと思います。市役所は経営改善を求めたが進まなかったとしています。社長自らがですね、経営分析を理解できるとともに、日頃からの従業員とのコミュニケーションの欠如が経営改善が進まなかった最大の要因です。取締役会の運営についても、機能不全を上げることができます。これは何人かの取締役の皆さんから聞き取ったところ、そういう存在感がある取締役会ではなかったかなと。それは取締役自身に責任があるわけですが、それから経営者と従業員は魅力ある集客資源であること、三次市役所OBとして社長就任されました。私はですね、市役所職員OBの利用拡大に期待感を抱きました。ところが残念ながらですね、社長が来たおかげで、おかげで失礼だけど、社長が来たからといって集客は全く増えませんでした。社長、あなたに会いに来たよっていうのは、職員に聞いたら、そういう職員には出会ったことないというふうなスタッフもいました。もし社長が市役所の職員やOBを巻き込める人材力があったら、それだけでもう何百人の支えに繋がってですね、ファンづくりに繋がって、利益の売上の拡大に繋がったと思います。

それから2月3日の臨時株主総会について申し上げます。これは清算人2名が出席して開催されました。私が質問に対して久行弁護士は、債務超過では本来通常清算はできません。これも本を見ればわかることです。もう当然法の番人ですから、そういうふうに答えていただきました。それを皆さんの前にですね、三次市の補助金が3月に出ることを前提に進めていますということでした。補助金が出ないことになれば、特別清算に移行することになりますということを、私たちに教示していただきました。そこで私は強く思いました。議会軽視の中で清算を進めることに、議員の皆さんはどのように受けとめているのかなというふうに強く感じたところでございます。それから経営責任について、清算人は、私は経営責任はどこにあ

るんですかって尋ねました。そしたら清算人は社長に振りました。社長はそこで、私の質問に対して率直に端的に答えることなく、自分のやってきた成果、実績をですね、るる述べられましたので、清算人は少し腹を立てて、そういうことを聞いているんじゃないくて、今は責任について聞いているんだから、そこをちゃんと答えなさいというふうには指示したと思います。ということで、そのことについては明確なですね、答弁はできなかったのもので、清算人は次回の決了総会になるのかなと思うんですが、提案するようにしなさいという指示が清算人に出てると思います。それから8月19日臨時総会の解散議案の特別決議の集計について私は尋ねました。もうすでに終わったことなので後戻りしてもしょうがないことなんですけど、社長に特別決議というとても重い決議なので、誰が賛成した、誰が反対した、そして何票あって3分の2の議決ができましたって、そういう一覧表できてるんですかって聞いたんです。そしたら清算人が社長に振ったらですね、明快な答弁できないので、これも次回には提出するようにさせますということでございました。それから清算人の報酬も2月3日の議案、臨時総会に出されました。私がこの中で、報酬については8月19日の臨時総会で提案すべきものでないんですかっていうふうに聞いたんです。ということは、取締役会で議決して、8月19日の議案として承認を諮るべきものだというふうに尋ねたところ、清算人もまさにその通りですと。でも8月19日は提出してないので今日出させていただきますということであったと思います。ということは、取締役会の中でも協議されていないという実態があると思います。ある取締役会に聞いたら、社長の報酬は30万円と出ました。それは取締役会に聞いたら、取締役会のときには30万円という話は全くなかったと思いますということでございます。清算人の報酬も一括提案されましたけど、それはですね、本来おかしいだろうと。清算人は委任してですね、選任してなった方だから、社長の報酬とは全く違う視点で議論すべきですって提案したら、清算人もそういうふうがいいですかということで、清算人の議案は全員賛成で30万円ということが議決されました。そのあと社長についても別議案にしましたけど、いろいろあったけど、皆さんいつの間にか30万円ということに落ち着いたというふうに議決されたというふうに思います。いわゆるですね、本来取締役会で、いや、総会で守らなきゃいけないいわゆる経営ガバナンスとか言われる法務経営っていうものをね、全くなされてなかったと私は社長と話してそう思いました。それから9月補正の財源をなぜ基金に充てなかったのかということで、これは委員の皆さんにもちょっとお伺いしたいなと思っています。屋根の修繕工事のため補正予算化を新聞で見ました。なぜ基金が出なかったのでしょうか。このまさに修繕工事などには、堂々とね、基金を持って対応すればいいことであって、誰もそれに対して、株主の皆さん地域の皆さん、市民の皆さん文句言う人は1人もいません。そこで私が思ったのは、今思えば、基金を意図する工事でありながら、本来の使い方をしなかったこれは、今問題となっているような債務に充てるために基金を減少させたくなかったのかなというふうに、それは私が思っています。誰にもこれ相談したわけじゃありません。

最後になりますけど元カルビー取締役佐久間さんという方の言葉です。残念ながら亡くなりましたけど、佐久間さんは長いこと君田トエンティワンの衛生管理者として私たち従業員に対してですね、衛生管

理の理論やら対応、人材教育にすごい身を切ってですね、埼玉から来ていただきました。その方が退任されました。その時に私に残した言葉があります。社長や取締役がいるうちは、経営改善はできないですよ。あと数年で倒産しますよと。自分がこのカルビーでやってきた経緯に照らせば、全く人の声も聞かない。独断でやっていると。つまり最後に、組織は人なりだからね、古川さんというふうに言って亡くなっちゃったんです。まさにその通り、佐久間さんの予言通りになっちゃったんです。日本を代表する会社を創立された経営のプロからは、社長に様々な提言がされていたようですが、それは社長もおっしゃっていました。それがですね、行動につなげていないと嘆いていました。

新たな会社への影響についてということで申し上げます。君田トエンティワンの清算業務と新会社の8月1日再開に向けた関係性は全くありません。新会社の経営者に聞いたら、議会の同意なくしては進まない部分もたくさんあるので、ところが今、市の方に伺いも立てたりして、議会に同意に支障ないところでいろいろ細かい準備はしておりますと。だから解散業務が遅れたとしても私たちは8月1日の再開をめざして頑張っておるので、古川さん気にしないでまたいろいろ協力してくださいというふうなことは確認しております。

それから最後になります。議員の皆様、議会を軽視したシナリオで進んだ中で、本来はできない理屈を構築しています。三次市版の森友加計学園のようなことにならないように、切に切にお願い申し上げます。条例廃止、施設の維持、普通財産化を図ることは、私なりに思ったのは、普通財産にするということは、将来の売却も想定していることなのではないでしょうか。普通財産にしなければ、この基金が使えないということなのではないでしょうか、そこは議員の皆さんでぜひ、私も勉強しますが議会の方でも議論していただきたいというふうにお願いします。

最後にこの問題がですね、子や孫、市民、次代に恥じないような審議結果として、三次市議会の本当にいい審議だったな、そしていい判断だったなというふうにしていきたいと思います。この君田温泉の君田トエンティワンの対応がですね、先例が類似施設がたくさん三次市にはあるんじゃないかと思う。これがですね、こういう事態になったときに、いろんなところに三次市が負債を処理していくのかということ私は思います。答弁では、君田トエンティワンは基金があるからというふうなことだったかなと思いますけど、基金があるなしにかかわらず、おそらくこういう事態になれば、そういう団体、組織からはですね、そういう要望が出て当然だと思います。ぜひ、適正な行政判断、議会判断を私は切にお願いして、提案の請願の説明とさせていただきます。

最後に、お手元の資料を昨日作ってきましたので、今日持ってきました。見てください。これは表に書いてあるので、赤字の棒はですね、赤字にもかかわらずこれだけもらっていたということです。いわゆる役員報酬2名だそうです。これ具体的に1人がなんぼってということわかりませんが、この前の27日の電話では社長は30万円ということをおっしゃってましたが、具体的には私もそれは調べてないのでわかりません。もし30万円もらっているとすれば、6年間で赤字続きにもかかわらず、2,000万円以上の役員報

酬を取り続けたわけです。普通では考えられません。それから経常利益もずっと赤字です。6年間。それはコロナでいろいろ変更があったとか、様々なこと書いてあります。ところが私はですね、高野の道の駅のオブザーバーにもなっています。それから三原の道の駅の設立にも関わりました。つい2年前は、道の駅福富の指定管理の計画も作りました。そこらのコロナ禍の状態はどうかというふうに聞きました。

高野の道の駅は年に1回は株主総会出ています。どこも黒字です。それはコロナ禍に対応した経営サービスの見直しをしてですね、ぎりぎりではありますが、黒字計上で乗り切っております。君田温泉も経営者がですね、ちゃんと仲良く連携してやっていたら従業員のモチベーションも上がって、こんなひどい赤字経営体質にならなかったというふうに思います。

最後に2枚目につけてありますけど、ここ見ていただきたいんですが、下の方なんですけど、これは8月19日の解散議案の一部でございます。説明資料でございます。これちょっと読みますので、本件に関してこれまで2ヶ月間ですよ、4回の取締役会を重ねて慎重審議して参りましたと。審議を経て、君田トエンティワンが決算剰余金を三次市に寄付し、市においてこれを健康ふれあい基金に積み立てていただいておりますので、この度基金を取り崩していただいて、当初の借入金の返済と株主への出資金の払い戻しに充てていただくことするって書いてあるんですよ。これはまだ議会にもね、説明されてないはずなんですよ。それも堂々と、私たち株主の皆さんに書面として出ています。ということはもう市との、先ほどから申し上げている幹部と、そういう話がついて、こういうふうな書面作っていると思います。全く知らない中でこういう文章は絶対つくれないわけですから、そういうことはつまり、議会の皆さんを、議会を本当著しく軽視した判断というか、解散だったというふうに思います。

最後に、この前も地域の皆さんに話し合ったときにこれはですね、解散はいわゆる人災だというふうに言っていました。本当想定していなかった地震以上のね、人災で、私たち君田町民の誇りとしていた活性化の交流拠点の経営がですね、なくなったと。そこには住民249名、市役所入れれば240名の株主の皆さんが熱く燃えて、皆さん、住民も巻き込んで、地域のブランド化を図ってきたわけです。それを本当にいつの間にか2ヶ月間で解散します。ふれあい基金を崩して借金を返します。株主の皆さんへも資本金を返します。株主の皆さんには、皆さん経営やってる方もいらっしゃると思うので、株主の皆さんへ、飴玉のような出資金返しますなんてそういう発言は全く不要なんです。看過して残ったら、資本金として出資金の一部をね、返すっていうことで十分なわけです。それをいかにもこの基金があるから、皆さんに出資金を返すというふうな飴玉をですね、ぶら下げて理解を求めようとしてもそれはですね、多くの方々は会社法という法律知らないからね。それは当然だと思う。だから返してくれるんだったら賛成しようみたいな人もいましたけど、徐々に臨時総会などを重ねるうちに、この基金の使い方が非常に、本来とは違うということが理解している人がだんだん増えてきて、人災だというふうに受けとめる人が出てきたんだと思います。ぜひそういうことをですね、理解していただいて、放漫経営をずっと重ねた経営者の1人を守るために基金を取り崩して、財産を将来売却に繋がるような普通財産化までするようなことはね、あってはなら

ないと思います。よろしくご審議いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 ご説明ありがとうございます。では請願書の中から質問させていただきます。中ほど、私たちは市の予算が透明で市民にとって有益な事業活動に使われるよう求めますと最後までめられていらっしゃるんですが、これは請願提出者の古川さんとして具体的に何を想定されて、どのようなことに使っていたきたいと考えておるのか。前段で一部書かれていますが具体的な部分でお答えいただければと思います。

○古川さん 答弁させていただきます。施設が今から新しい受託者も決まってですね、運営乗り出して、施設がまだまだ存続するわけですよ。そういう中で何回も申し上げているように、その基金は持っていていろいろ困難になったときにリスク対応していただきたいと。それは経営のサポートじゃない。施設のサポートでございます。そしてまた基金は、この道の駅だけでなく幅広く、君田町の活性化に使っていいというふうな解釈にも繋がっておりますので、そういう意味で地域の新たな地域づくりにね、拠点としての、拠点を高めるということで、今後も使っていただけるようなことを望んでおります。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 新たな地域づくりという部分で、全体的な概要としてはご説明いただいたんですが、ちょっと具体的に質問させていただきます。もし仮に次の事業者が運営を開始することになった場合、先般のプロポーザルでも市の補助金1億円については、初年度に要望して施設改修に当たっていききたいという旨のような説明があったような記憶があるんですが、そのあたり古川さんとしては、新会社の方への清算、施設の改修等に、この基金を充てていくべきである、例えば1年目1億円使うとしたらそのあたりに充てていくということは、そういうことに使ったらいいいではないかというふうに考えていらっしゃるのか、お伺いします。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん 基金を持って新たな事業者をサポートしていく、施設修繕につなげていくってということがそれはごく自然なことで、何ら地域の皆さんも異存はないと思います。それを一般財源で充てるということは、むしろ市民の血税をですね、市民に損金を与え、損金を残したというふうなことになると思います。今基金1億5,000万円あるんですから、新しい会社のスムーズなオープンができるように、施設で老朽化しているところや困っているところ、1億5,000万円でやっていくことに、なんだ問題ありません。むしろそれが普通だと思います。その他で足りないところ、市の方の皆さんに議会の審議を経て、一般財源で充てるのはそれは行政や議員の皆さんの判断だと思います。とりあえずは1億5,000万円をもって、新業者を支援していくというのが普通ではないかと私は思います。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

新家委員。

○新家委員 説明ありがとうございました。説明の中でいろいろおっしゃったことと、今回の請願書で出されておる内容と関連してお聞きしたいんですけども、今回の請願事項3点ほど記載してありますけども、先ほどのご説明でも、るる述べられたように、あくまでも経営責任を問い、今回の清算にあたっては代表取締役がその責任を負うべきだという主張が根底にあるんじゃないかと推定するんですけども、まずその考え方で、請願内容はいいのかどうかお聞きします。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん 社長にすべて責任を取れっていうことじゃありません。それはあくまでも取締役会の方々が協議して、代表取締役がどういうところまで責任を負うのか、取締役がどこまで負うのか、それぞれの取締役の役割なりに応じてですね、責任を明確にしていってのが大事だと思います。それは1人でこうなったわけではないので、いわゆる、いろんな取締役会の審議を経た結果がこうなったんだから、市役所の取締役も含めて、協議していただいた結果をですね、負担分担をしていただくというのが普通だろうと思います。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 通常を考えますとですね、まず、私もそんなに会社法に対して知識があるわけじゃないんですけども、いわゆる、こういう状況になったときには、代表取締役が責任をとるというのが一般的かなと思うんですよ。そうしますと、今回の請願事項から見ると、当然その代表取締役がその責を負うということになると、その支払い能力の問題でそれができないということに、もしなつたとしたらですよ。現在進めておる清算が特別清算に当然移行されます。そうなってくると、先ほど古川さんは、この問題と新しい会社の再開は関係ないんだということをおっしゃいましたけども、特別清算になったときには、やはりその再開に私は影響するんじゃないか。すなわちもっと期間が延びてくるんじゃないかなと思うんですけども、その辺はどういうことから、仮に特別清算に移行したときと新しい業者が8月1日に再開することが関係ないということに繋がるのか教えていただきたいと思います。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん 特別清算に移行するっていうことはご承知のように、裁判所の所管に移行するわけです。そこで調停なども行ってですね、それぞれの責任のあり方とかね、負担のあり方ということを協議、調整していくんだと思います。それがあから、裁判所の所管で建物が差し押さえられるとか、ああいうことはないと思います。ないはずですよ。裁判所からその運営についてストップかかるような事案ではないと思います。むしろソフト的なですね、民事的な調停ですので、そういう意味で私は何ら支障ないというふうに思います。それ刑事であればね、また少し視点が違うんだと思うんですけど、今はこれは清算の問題は民事の問題です。それは久行弁護士もはっきりおっしゃってるように、裁判所に移行すればちょっと長くなりますけど、それが本来の道理だと思いますみたいな発言されてます。例えば、特別清算に移行したからあそこの施設が使えなくなるとか、あそこに新業者が出入りできなくなるっていうことは想定できませ

ん。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 ちょっと別の質問になりますけども、請願書の趣旨のところの中ほどに、この基金は当該法人だけでなく、君田町民とその連携によって創設されたものですということで、この基金の内容について触れられておりますけども、その後段に、この基金は君田町の地域振興や新たな観光拠点づくり並びに福祉健康の増進に最大限活用されるべきものですというくだりがありますけども、この君田のこの三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例、この条例の中には、これに該当するような条文は全くないんですけども、これとの関係はどのように理解すればいいのでしょうか。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん 道の駅を拠点とした、あそこの施設が充実していくってことは、君田町民の健康づくり、交流の促進ということで非常に効果が発揮してきております。そういう意味で、施設の維持修繕、機能向上ということで、福祉の増進など、様々に間接的に貢献していくという意味で、施設をしなきゃいけないという意味でございます。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。

新田委員。

○新田委員 それでは私の方から何点かお聞きいたします。古川さん自身も株主の1人でいらっしゃるということは、これまでも、この毎年行われる株主総会等へも出席されて、君田トエンティティワンの経営の状態も見てこられたというふうに思いますが、資料いただいてる通り、6年前から経常利益も赤字になってきているという状況がずっと続いている中で、この間ですね、去年ではなくて、それまでの4～5年間の間の中で、総会においてどういう説明がなされ、あるいはそれに対して株主の皆さんがどんな意見や思いや、そういったものが出てきていたのか。先ほど、どなたか有名な方は危ないでといったようなことも言っておられた通りになったというふうにおっしゃいました。

もう1点。解散を決めた臨時総会ですね。そこで先ほど説明の中では、その決議に3分の2という要件を大変重要な案件だから必要だと。それについて、ちょっと全部よく聞き取れなかったんですけども、解散決議として、それが明確に論議、明確に論議ではないでしょうがその3分の2を、こうこうこういう形で乗り切られたという数字の報告がないというふうに聞いたんですけども、それでも決議されたっていうのはどういう経過があったんだろうか。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん この間の株主総会に私も出席していたんじゃないかっていうことなんですけど、実はですね、私は去年、退任してから初めて行ったんです。なぜかという、ご承知のように、いろんなことを私も関わってきていろんな仕組みに関わってきた1人として、もし行ってですね、質問などすれば、また知ったかぶりしてみたいな、田舎のことだから、私それ随分体験してきたので遠くから見てました。でも今回は、

実は決算書見てひどいことになっているなということは痛切に感じて、過去にも感じていたんだけど、今回は株主の皆さんから専門的にね、質問できる人はなかなかいないので、古川さん行ってですね、参加して、株主総会でいろいろ質問して欲しいというふうに言われたので、定時総会にも行きました。そしていろいろ聞きました。そのときに、こういう状況になっているので経営改善しようと思えば、役員さんがまず退任して、新しい役員で新しい視点でやっていけば、また新たなサービスも生み出されて収益にも繋がっていくので、役員の刷新をしてくださいと提案したんです。ところが社長は、いや、私たちはやります、やらせてくださいと。行くところまで行きますよと。すごい強い啖呵を切ったんですよ。そしたらやっぱり株主も、それ以上は言えませんので、そこに期待しましょうというふうなことで、私としてはそういう提案しました。それからですね。何だったっけ、何でしたっけ。もう1つありますね。決議3分の2ね。それは、本来は先ほど申し上げたように、誰が何票、何株と記録して3分の2を集計するもんだと思うけど、それはしなかったんです。多分してないと思います。3分の2決議取りました、満場一致です、みたいな形でいつの間にか終わったんですよ。そしてそこで、全部言いますけど、ある取締役が立ち上がって、本来は解散すべきじゃないと。私たち反対でして取締役の中でそういうふうで議論しちゃったんですよ。言い合っちゃった。社長と、はっきり言いますと取締役ですね。手挙げて、いや、本来はこういう解散すべきじゃないと。非常にもめたので、**弁護士**にも相談したんだと思うんです。で、15分間の休憩に入ったんです。それで、また急遽帰ってきて、そこでは15分休憩した後、採決はしませんでした。3分の2で決議しましたということで、本当に3分の2になったのかなと私は疑問で。だから改めて先般のそういう資料はちゃんとあるんですかっていうことしたら、**弁護士**は次回に提案されます、提出させますということで今終わっております。でも議会の答弁聞けば、副市長は90何%賛成したとおっしゃったと思います。でも当日はですね、執行部からの報告で、503株出席でありましたというふうにしております。そして私、結構私の周りにも手挙げなかった、賛成しなかった人結構いましたので、それが90何%っていうのは信じがたいなと思って、今資料提供しているところでございます。次回結了総会のときには、堂々と発信した3分の2の議決の根拠が出てくるんだろうと思います。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 だから、今のは8月19日の臨時総会のお話ですよ。解散を決めたと言われる。ただ決めたと言われると言いながら、明確に3分の2の議決数の数を確認をもってではない状況であったという。で、最後おっしゃいました、次回総会ですか。次回の総会がいつ持たれて、そこでは、すでに解散を決議した君田トエンティワンとして何を相談される会になるんですか。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん 結了総会になると思います。そこでは今、解散時に所有している資産ですね、車とか、その他もろもろあります。売却できるものが。そういうものを、いわゆる売却、いわゆる専門的な換価というんだと思いますが、換価の金額がいくらになって、それと流動資産が幾らあって、それが借金にどれだけ

充てられるかっていうのを精算していくんだと思います。足りない部分について、おそらく、先般の総会で1億数千万円、1億円ぐらいの資産額があります。それはあくまでも整備時の施設を導入したとき、あるいは整備したときの簿価であり金額でありまして、果たして社長にこれが今現在いくらで売れてるんですか。現金化できたんかって聞いたら、1,000万円ぐらいで、1億円っていうふうな書いてあるので、多くの株主の皆さんは1億円もあれば借金返してるんじゃないかっていうふうに思った人いっぱいいるんですよ。ところが質問してる中で、1億円が実は1,000万円あまりしか換価できてないと。社長に、あとどのぐらいの売却できる資産があるんですかって聞いたんですよ。パソコン3台と言っていました。古いパソコン。パソコン3台ということはもうほとんどただ同然ですよ。だから相当、債務超過をね、自社ではできないんですよ、もうそれ。もう普通にやっても、特別清算に移行せざるをえない案件なんですよ。これは。ただそれを市役所がバックアップして基金を充てるということで、私からいったらやってはならないことをやろうとしているから何とか清算できると。という状況で、だから皆さんを非常にだますような提案の仕方をして、結局財産目録の議案はですね、第1号議案でしたけど、無い資産まで、車ですね、車3台ぐらいないのに資産簿価として挙げてまして、ある株主さんが追及したらそれは調べたら無いということでないもので、いかにもあるような資産財産目録を計上してたので、代算人もちょっと怒ったような気がして、これは取り下げますって結局、第1号議案、財産目録の審議は全くされませんでした。それはですね、いつあるかわからんですよ。今の清算状況を見ると、とても何月っていうのは私にはわかりません。終わるまで30万円もらい続けるっていうふうなこと書いてありますので、

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 請願のこの趣旨等外にあるところは、たとえば会社がAからBに変わろうとも、君田温泉の施設は残り続けるから、それを維持していくため、盛り上げるために、基金は残すべきだというふうに受け取りたいんですが。そうですか。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん おっしゃった通りでございます。施設がある、施設のための維持管理、維持修繕、機能向上のために積み立てた基金です。それをですね、債務処理に充てるなんてことは全く想定していませんでした。私も。作った本人も。だからぜひこの基金をもってですね、次の業者の施設拡充、施設の魅力づくりにですね、使っていただくことについては、なんら問題ありませんし、むしろ応援したいという気持ちでございます。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

新家委員。

○新家委員 今新田委員の質問に関連してなんですけども、8月の臨時株主総会で特別決議をされた、いわゆる3分の2の特別決議に対する賛成者が不明であるというような発言をされましたけども、こんな重要な決議をするのに、その3分の2の賛同者がわからないということで決議するとはとても私には考えら

れないんですけども、当然、当日の出席株主または委任の株主、先ほど総数言われましたよね。その中で、賛成に回った人が何名というのがわかれば当然、株式に対して3分の2の賛成があったということは諮ると思うんですけども、それがわからなかったじゃ、どうも不思議でならないんですけども、もう少しちょっとお話しください。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん 今、新家委員さんおっしゃったように、私も本当に不思議でした。賛成の人は手を挙げてくださいということで、何人かたくさん手を挙げたんだと思うですよ。それで3分の2になりましたっていうことでね、議案は成立しました。議決されましたっていう発信でした。社長にその資料をね、ぜひ、それを随分前に見せてくださいって言ったらね、それは、この前の臨時総会で見せてくださいって言ったら、すぐ出せないっていう状況だったので、次回に出してくるんだと思います。本当に不思議なんです。だから清算人は、この前の臨時総会でも、通常決議なんですけど、一人一人ね、賛成・反対の目録を作って確認した上で、過半数の賛成っていうふうに決議をしておりました。本当、私も不思議でした。いつの間にか3分の2になったのかなというふうなことで本来はね、一人一人回ってあなたは賛成、あなた反対みたいな、そういう確認の上での特別決議があるべき姿なんです。そういう姿は全くなくなって、3分の2っていうので、それで私は不思議でこの前確認したというところでございます。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 結論的には、君田トエンティワンは解散決議をされたということになってるんですよね。現時点で。ということは臨時株主総会でその決議がされないと、解散できないわけですから。その数字が不明というのは、どうも納得できないんですけども。本当にそうなんですか。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん それが明らかに資料として、私も閲覧させて欲しいとこの前言いましたけど、出てこないということで多分、それは出欠とか委任状とか整理してると思いますけど、受付があるので、じゃあ誰が反対して誰が賛成したっていうのは、それは明解にしてもらいたいということで申し上げたところでございます。几帳面にね、一人一人の賛否を確認したということはなかったもので、これで3分の2の議決ができたって、できるのかなというふうに皆さん思ったと思います。私だけじゃなくて、でも3分の2達成しました、議決しましたって、社長が会場に発信したからね。それでもう終わっちゃったと。それをちゃんと裏付ける資料はやっぱり皆さんに出して欲しいということで、次回の臨時総会には出されるんだろうと思います。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

重信副委員長。

○重信副委員長 古川さんの説明から何点か質問させていただきます。古川さんの考えをお聞きします。わずか2ヶ月の間に解散に至ったわけですが、借金が7,500万円ぐらいありますが、これは6月

に皆さんと頑張ろうという決議をして2ヶ月後に解散ということ。だから7,500万円ぐらいは営業努力で、経営努力で返せる額であるのか。古川さんの考えと、そして経営責任についてはどう考えておられるのか。そして古川さんが経営されていた時代と、社長の経営の違い等、3点ほど伺います。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん 7,500万円の借金返済については、私が設立から15年間、常勤ではないにしても事務局長として経営決算とか随分関わってきた経験から言えば、君田温泉トエンティワン、森の泉はですね、経営者が変われば損益分岐点が3億円っていうふうにだいたい試算できますので、3億円売り上げれば5年ぐらいで十分返せます。それは経営者が変わるという前提です。そういうことで私は定時総会で求めたんです。それは受け入れられなかった。そういうふうにも今でもそう思っています。それから経営責任については、社長に1人で負えということ私は言ってないんです。社長に27日に伝えました。あなただけじゃなくて、取締役全員で協議して、それぞれの先ほど申し上げた責任の立場において、負担し合うというふうな協議をしてくださいと。それが大事じゃないかって提案しています。ある取締役に、そういう協議されたんですかって言ったら、1回もしてませんって言って、まさかこんな借金あること自体も私は知らなかったっていう人もいましたよ。それが実態だと思います。だから社長1人を責めるとか経営責任を負うんじゃないくて、すべての取締役が、今解散に至りましたけど、社長、三次市、副支配人、取締役その他何人かいます。そういう人たちが真摯に協議して、お互いにですね、腹を切ったり身を切る責任を示そうということになれば、皆さん理解して応援することになるだろうと思います。それが経営責任ですね。1人に押し付けてるってことじゃないんです。違いは何かというと、私もですね、これ関わったときには、ずぶの素人です。単なる役場の職員だったので。でも1つ違うことは、私の上に藤原社長という村長、当時、社長兼村長がいらして、その方が責任ある態度、責任ある発言を常に私に与えてくれたから私ができたんです。そしてまた地域の皆さんのところに伺って、コミュニケーションを図る。従業員とも各部署回って、声掛けするというふうなことを私にそれしか私はできないなと当初思ってたので、そういうふうな努めた成果がやっぱり、従業員の成果を積み上げることができたんだと思います。やっぱりそれ何回も言いますけど、前の社長がね、責任取るから古川くん、お前やれと。私はこんな経営なんかわからんのじゃ、だからお前に頼むよと、勉強してやれよっていうことを常々と言ってきて。実際ですね、リスク発生したことあるんですよ。私が行って平成16年にあそこ行って、合併したときに、270万円の使途不明金が発生したんです。それで、この270万円をどういうふうにしよう。税務署から指摘されてこれは皆さんでどうにかして現金で返しなさいという税務調査で指摘されたので、役員会に諮りました。そのときも、社長と私たちも、私なんぼしましようということまでは求められない状況だったので、私と社長、私が常勤だし社長は非常勤で無報酬だったと思いますけど、後でね、古川くんと私とで、社長は非常勤だから100万円出そう。そう言ってくれたので、私は月給をもらってる立場なので、170万円負担しようということで、270万円を抛出して解決を図っていたというふうにして、前社長という責任者がね、常にそうやって責任取ってくれ

たので私もできたと。私の力じゃないんですよ。やっぱり経営者の責任、幹部の責任。そうすれば努力しますよ。人間みんな。責任取らない幹部のもとでなんかね、人材育成なんかできませんとても。仕方ないからやってるだけだと思います。

○弓掛委員長 重信副委員長。

○重信副委員長 3点の質問ありがとうございました。ご説明ありがとうございました。古川さんに最後聞くんですけども、やっぱり市民の中にはですね、営業を早くして欲しいという願いも多くあります。借金をやっぱり返さないと営業はできないだろうという、市民の方もよく聞かれるんですが、やはりもう一度ですね、この営業再開とこの件は別問題ということを市民の方へ言っていただきたいというのがあります。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん 申し上げます。まさにですね、1日も早くっていう声はよく聞きます。今の計画書などを見ると、いろいろ新しい施設を取り入れたり、今までにないこの魅力度をアップするという形で8月1日というふうに設定していると思います。そして、これが解決しないと、その新しい業者がね、入っていかないかつちゅうことは普通に考えればね、全くないと思います。先ほど申し上げたように、営業再開に支障になるような資産の差し押さえとか、そういうことはありませんので、ないと思います。市役所が、それは差し押さえにね、例えば市の負担金が求められて、そこを差し押さえに提供すれば別ですよ。そういうことはないはずなので、むしろ1日も早い再開に向けてですね、粛々と努力されているというふうに聞いてますし、これとこの解決が未解決だから8月が10月になるということは全く関係ないことです。それははっきり言っておきます。

○弓掛委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 古川さん、今日のご苦勞様でした。古川さんが職員時代からこの君田温泉に関わってこれ、社長職を経て、今に至っておられ、こうして請願書を出しておられる。君田愛といいますか、ご自身の責任のもと一生懸命されていることを理解します。私たち議会としては、これを採決する。とても重い責任を持っております。様々な情報をこれまでいただきました。しかしながら、表に出てる情報っていうものが限られているんだっていうのを、今ちょっと痛感してるんですけど、双方のご意見、それから君田町民、市民のお考え等聞かしていただくにあたり、少し本当にこの道筋で、どうしてここまでこれたのかと。倒産という結論をこういう形で出せたのも、とっても不思議なんですね。で、改めてまた質問、失礼しました。解散ですね。そういったところで、今本当重い、議会として委員会として重い決断をくださなくてはならない。情報が少し少ないなっていうのを、正直感じております。しかしながら、さっき重信副委員長の質問にもあったんですけど、皆さんは君田温泉のファン、市民は1日も早い再開を望んでおられます。それに向けて、この請願とか様々な手続きが妨げになってはいけないし、スムーズに行くにはもう少し明らかにしないとイケない部分がたくさんあるなというのが感想です。古川さんに1つだけお伺いしたいん

ですけど、この取締役で、総会とか、逆に自分のこれまでの立場で出席しなかったと。で発言してこれなかったというのをおっしゃったんですけど、そういう取締役会が本当に正しく開催されて正しい議論が行われて来てなかったということに対して、古川さん自身今振り返ってどう思われますか。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん 申し上げます。それはですね、社長以外は皆さんどちらかというと、あて職的な立場でね、地域の代表とか、そういう立場で選任されてる方が多いと思います。だから本当にこの森の泉の経営に真摯に向き合って、というふうな方は今となればね、少ない。ほとんど社長以外はいなかった。他にもいますけど、取締役は、社長と対峙してる方なんです。他の何人かの実業家はほとんどあて職的なので、取締役の議論も、あまりこう深まって喧々諤々とやるっていうことはあったというふうに聞いてません。ただ報告的な取締役会で終わってるというふうに聞いてます。私もだから、本当にどういう議論されたのかなっていうのををもって、先般、社長に、この4回の実業家会やったって書いてあるので、それも含めて、取締役会の議事録をね、閲覧させていただけないかとお願いしました。そしたら、なんか担当者は病気で休んでからわからないとおっしゃったんですよ。わからないとおっしゃって、いつか出てきたら連絡くれるのかなと未だにしてないし、その中で、最後に、取締役、議事録には個々の発言なんか書いてませんよというふうに言われたんですよ。議事録ってあるのかなと思ってね、ある取締役に聞いたら、議事録作成に皆さん確認してるのって言ったら、議事録回ってきたことはありません。判子も押したことはありませんということを言っておりまして、社長に聞いたら、いや、判子はもう預かってるから、押しておいてくれって言われてる。取締役がほとんどなので、回していないというふうに言われました。それは本当にそうなのかどうかわかりませんが私から言ったら、私みたいな人生ある程度、皆さんもそうだし、積んできたから、本当それはね、わかってますよね。単なる、こんなこと言っちゃ失礼だけど、証拠もないからって言われるかもわからんけど、それはね、本当に単なる屁理屈であって、自分をね、自分の非を隠すためのことしかないとは私は思っています。行かなかったんだけど、いろんなこと関わってきた立場もある、あるっていうか、株主でもあるので、時々社長のところに風呂に行ったときなんか顔を出して、少しアドバイスをしました。その中で一番私はお願いしたのは、こういう経営状況の中で、取締役としての、もう改選して人員選出するようなことしてくださいと。それがまず経営改善に繋がる第一歩だよというふうに提案しましたが、社長は、そうは言っても、とか言って結局はしなかったけど、行かなかったけど要所要所では顔を出して、社長には私なりのアドバイスっていうのかな、提言は伝えてあります。

○弓掛委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 先ほどちょっと失言がありました。解散の。改めて、訂正します。社長が就任してからのことが特にクローズアップされてるんですけど、もともとそういった議事録云々協議等が、もともとこの組織の中で、正しく行われていたのかなとついさかのぼってしまう、正直な思いがあります。でもそれは途中で修正することはできたし、誰か気づいた方が修正するようにできればよかったのができてなかつ

たと、先ほどらい古川さんの発言で見てとれるんですけど。ここに至って、市の責任っていうか、執行部取締役全体の皆さんの思いがどうしてかみ合わなかったのかなというところに行き着くなど。私たちはこの情報でどう判断すべきなのかっていうの今すごく、重く悩ましく思っております。古川さん、これ請願出しておられるんですけど、古川さんが1人、一生懸命やられてるんじゃないかって、この取締役であったり、今回の解散という決議に対して、納得できてない方の皆さんの意見を集約して代表して出してらっしゃるのでしょうか。最後にもう1つ聞かせてください。

○弓掛委員長 古川さん。

○古川さん お答えします。私1人で書いたわけじゃなくて、周りの方々がね、いろいろ意見を積み重ねて、こういう請願書を作っていただいております。それで私、見ましてですね、私の意図するところを十分反映してるので、私ももちろん意見を述べましてということで出しております。だから私1人が勝手に出したわけじゃない。これ多くの人たちの思いを結集して出してきたというふうなことでございます。

○弓掛委員長 多くの方というのは、何人ぐらいの方でしょうか。

古川さん。

○古川さん 私が聞いたところだと、これに関わったのは12人~13人はいらっしゃるというふうに思っています。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。私の方から何点が質問させていただきます。鈴木委員も言われたように、やっぱり大前提は早期の再開ということでそれは多分、ほぼ、町民だけでなく、君田町民だけでなくですね、三次市民が思ってると思います。それを前提にちょっと聞きたいんですけども、本当に8月に再開できるかというのをですね、非常に危惧するんです。枠組みとして、今回市の提案があつてそれである意味、市の枠組みでやれば8月にすんなりいくなというふうに私らは思っておるんですけども、例えばですね、それとやっぱり始まっても、ずっと存続していかなくちゃいけないということで、安定経営にしていかななくちゃいけないということで、前回もプロポーザルのときに、10年で5億円ぐらいの修繕費の見込みということで、1億円ぐらいは何とか市の方で見てあとは何とか考えましようみたいなちょっと提案があったと思うんですけども、それもそこらは多分この枠組みを含めての協力体制をとっていいこうところだと私は判断、認識しとったんですけども、今回のように例えば古川さんの話が通ってですね、市の思惑と違うところでいってですね、そのあとの再開された後のこともちょっと危惧します。そこら辺ちょっと感想聞きたいのと、それから市の枠組みでの解散ですので多分綺麗に行った。たぶん清算人の方も、すんなり協力的にされたと思うんですけども、もしそれが崩れるとなるとですね、例えば資産であっても、会社経営がお詳しいんでわかつつだと思うんですけど、妨害資産みたいなものがあるってですね、例えば、ここの修繕費はうちが持つとったつけ、ここはなんぼの権利があるとかいう主張される可能性はあると思ってるんですが、そこらがまたなってまたそれで再開、新しい経営者の方の、その再開と全く関係ないところでされるんならそれは構わんと思うんですけども、やっぱり何らか関わってくるん

じゃないかという危惧があります。それと、先ほど決して社長 1 人に負担をかけるんじゃないとおっしゃったんですが、先ほど古川さんも言われましたけれども、他の取締役はあて職ということで、ほぼ経営責任感がおそくないんだろうと思うんですけども、その場合ですね、社長が銀行借入の連帯保証人としてという話も聞いておりますので、当然、これはもう全額社長の方へですね、清算人の方へ請求がいくと思ひまして、他の取締役さんが、わしが負担しよう、私も負担しようということが、ちょっと考えにくいんですが、もう社長に 1 人で負わせて、結果的にはそういうことになると思うんですけどもそれに関するお考えをお聞かせください。

古川さん。

○古川さん 最初にですね、再開についてなんです、これが進まないとな次の事業者がオープンに支障ができるんじゃないかという、何回も皆さんから出てますけど、これについては妨害するとか、そういうことあってはならないし、もしそういうことが君田トエンティワンからね、出るようなことであればそれはそれこそ、三次市が 240 株という 4 割の株主として、しっかり行政指導なり経営指導として清算指導をね、するべきだと思います。それから連帯保証人の債務について、そこが一番危惧されるんですけど、ですから余計にですね、債務超過の中では通常清算じゃなくて特別清算にも行くことで、それぞれの清算責任がね、明確にされてくるので、社長に 7,000 万円払えとかね、そういう調停はね、多分出てこないはずなんです。一般的にね、想定する。わからないけど、そこはだから市の責任はこれだけ、社長の責任はこれだけ。じゃ他の取締役の責任はこういうふうになる。あと、金融機関の責任はどこまで追求されるのか、金融機関も健全経営っていうかね、経営の状況を見て融資を判断されたんじゃないかと思うんです。そういうことについての評価っていうのも踏まえた特別清算が行われると思うので、むしろ無理して通常清算で押し通すんじゃないくて特別清算で整理した方が、誰もがね、すっきりするだろうと私は思います。だから社長だけっていうことじゃないんです。市役所ももちろん負わなきゃいけないし、経費責任として社長はもちろんそれは、そこに書いてある皆さんに示しているように、赤字にもかかわらず、それだけの報酬を受け取ってきたという事実はあるわけですから、それに見合うね、責任はやっぱり、当然すべきでそれは人間として、そうだと、必要だと思います。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。ないようでしたら、以上で請願提出者からの説明を終わります。古川さん、ありがとうございました。どうぞご退席ください。

ここでしばらく休憩したいと思います。再開は 11 時 30 分といたします。

午前 11 時 17 分 休憩

午前 11 時 30 分 再開

○弓掛委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

続いて請願の背景を確認するため、本日は参考人にお越しいただいております。本日の参考人は、株式会社君田トエンティワンの清算人である反田様と久行様です。反田様、久行様、お忙しい中、本委員会に

出席いただき、ありがとうございます。説明と質疑を合わせて30分程度を予定させていただいております。また本日の委員会審査は、ケーブルテレビで中継されております。映像やマイクによる音声の収録等の関係もございますので、発言はすべて着座のままお願いいたします。なお、発言される場合は、「委員長」と挙手してください。私から指名いたしますので、その後発言を始めてください。よろしいでしょうか。それでは挙手し、説明をお願いします。

○弓掛委員長 反田さん。

○反田さん この度は、私の不徳のいたすところで、株式会社君田トエンティワンが解散することになり、株主をはじめ、市議会、市民の関係者の皆様、多大なご心配とご迷惑をおかけして、心からお詫びを申し上げます。また本日は、市議会、産業建設常任委員会に出席して、この間の経緯などについて説明させていただきます。ご質問には真摯にお答えいたします。同社の経営責任は、執行取締役であり、社長である私に大きな責任があることを重々承知しております。重ねてお詫び申し上げます。

それでは、第1点目の質問でございますが、解散に至った経緯についてご答弁申し上げます。平成9年の営業開始以降、順調に収益を伸ばし、平成13年には売上高の合計は5億7,000万円あまりに達しております。しかしながら平成29年度の決算から、7期連続の赤字になりました。私は平成28年から社長に就任しましたが、前年の中国やまなみ街道、尾道松江線の全線開通を受けての景気の浮揚が続かず、平成29年度から単年度赤字が続いております。この原因は、時代に即した経営方針を打ち出せず、経営改善が進まなかったことに加えて、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響で、経営環境が大きく悪化しました。この間、市の支援として、外部監査による指摘事項をたくさんいただきまして、また、中小企業診断士による経営指導、取締役会での経営面での問題点の議論を継続的に行い、懸命に改善に取り組んで参りましたが力及ばず、計画したほど経営の立て直しができませんでした。令和5年6月17日に、開催した定時株主総会では、決算額が前年度と比較して5,400万円の売り上げ増ということであったことから、さらなる努力を重ねて、売上高の増大を表明しました。しかしながら、全国旅行支援が打ち切られて、それ以降、特に7月から8月の予約状況が想定したよりも伸びず、非常に残念な思いをしております。このような状況では、ある日突然、従業員の給与や仕入れ代金が支払えない事態になり、資金ショートにより倒産が予想されることから、取締役会での経営状況を説明し、8月19日に臨時株主総会を開催させていただきまして、株主の皆様、法人の解散を提案し議決をいただいたところでございます。資金ショートすれば、多方面に迷惑がかかり、特に君田トエンティワンまた君田温泉という大きなブランドが損なわれていくと判断をしたことによるものでございます。以上でございます。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん 反田清算人の説明に加えて、清算人久行の方から、私の視点でご説明をさせていただきたいと思います。清算人の本来の職務は、現務の結了、法律上ですね、債権の取り立て、債務の支払い、残余財産の分配となっております。現務の結了というのは、やりかけている仕事を終わらせること。それから

債権の取り立てというのは売掛金の取立てなど、債務の支払いというのは買掛金の支払い、借入金の返済などです。そして残余財産の分配というのは、財産が全部清算して残った場合に、株主に対しての配当を行うということです。法律上は以上の通りであります、やはり株主への説明という関係ではですね、やはり取締役役員の責任問題、あるいは経営状況ということはその関心の強さから、一応の調査検討を私の方でもさせていただきました。ただ本来の職務ではありませんので、例えば費用を投じて徹底的に調査するというようなことはいたしておりません。手元にある資料でそれを検討していますので、不十分な面もあるかと思えます。

まず外部監査であります、これはコロナ禍前の平成29年11月から平成30年1月までの間に行われた監査です。ちょうどこのころに、君田トエンティワンの経営が黒字から赤字に転落するところですが、しかしこれが平成29年から30年にかけて行われたため、その基礎となっているのは平成28年度の、まだ赤字になっていない決算報告書などでの監査ですので、この結論としてはそのガバナンス、あるいはコンプライアンスについて改善点の指摘はありますけれども、経営状態はむしろ悪くないという内容でした。問題なのは経営診断の方でありまして、これは令和2年に行われていても、非常に赤字が大きい状況であります。この経営診断の基本的なところはですね、外部監査の資料を見ますと、黒字と赤字の損益分岐点、その分かれ目というのは売り上げが約3億7,000万円程度というのが1つの分岐点のように過去の例からすれば思われます。この経営診断では、損益分岐点を1億円引き下げた約2億7,000万円に引き下げる。これは経費の削減という意味であります。そしてそういう意味で赤字を減らして売上を増加させようということが、非常にちょっとまとめすぎかもしれませんがという内容になっております。そして売り上げが、今朝お配りした損益計算書と販売費及び一般管理費明細書という資料でございます。これは左側が損益計算書で、左側から科目がありまして、その左が統計累計期間。令和4年4月1日から令和5年3月31日、その対比のために前年の令和3年4月1日から令和4年3月31日までのものを比較しております。そして、その内訳がこの販管費といわれる部分を示していますのが、その右側の表です。やはり科目がありまして、令和4年度、令和3年度の資料があります。これを見ますと、まず売上は、令和3年度は1億8,500万円、令和4年度は2億3,900万円、売り上げが29%伸びております。ただその下に売上原価というところにアンダーラインを引いてありますが、令和3年度は約4億6,000円、令和4年度が約6億1,000万円、そして右側を見ていただきますと、四角書きになっているこれがいわゆる人件費の部分であります。で、令和4年度の人件費の合計は約1億1,300万円となっております。そして令和3年度の人件費は、合計約1億700万円となっています。そしてその下に水道光熱費、これアンダーラインを引いてるものですが、令和4年度は5,700万円。そしてその右側にある令和3年度は4,000万円となっています。で、實際上この温泉業務ということからすると、私がちょっと詳細は把握しておりませんが、水道光熱費というのはかなり売上原価に性質に近いものだと思います。そう理解しております。そうすると、この売上原価と、それに近い水道光熱費、そして人件費を足すと、令和3年度については売上を上回る100%以上の

率になっております。令和4年度も96%を超える率になっています。個々のものについて類似の業種と比較して高いという面はありますけれども、もうこの売上原価と人件費で、すべて売上を使い尽くしていると言ってもいい状況。他のいわゆる販管費令和3年度6,000万円。令和4年度7,000万円。これが全く支払えない状況に近い状況になっています。こういう形になっているということからするとですね、率直なところ、経営改善のための成果のある努力がなされているというふうにはとても評価することができません。元代表取締役も頑張られたとは思いますが、形となって現れていないと言わざるを得ません。ちょっとこれを計算はできていませんけどおそらく損益分岐点、3億7,000万円から2億7,000万円引き下げるということは全くできていないのであろうというふうに推測される状況であります。先ほどの説明員の方からは、自分たちがやってきたときには黒字であったと、確かにそういう期間もありますので、それが可能なかもしれませんけれども、そこは正直なところ、現時点で清算に進めている私の方ではわからないところであります。私の立場からすればもうこの令和3年度の決算、そしてそれまでもコロナ禍前からずっと赤字であると、赤字が続いている状況からすれば、むしろ解散はもっと、早くしなければいけないのではなかったか。あるいは決定的な経営体制の変更をしなければならなかったかというふうに考えている次第であります。

そして職場環境に問題はなかったかというご質問については私の方わかりませんが、経営診断の中でやはり経営陣と、現場と言うのでしょうか、従業員との間に意思疎通が十分でなかったというような記載もあるのでそういうこともあるのではないかと考えております。

それから地域との関係について、悪化ということはわかりませんが、私がまず臨ませていただいた2023年8月19日の臨時総会、ここではまず冒頭で株主からの発言で破産させるという発言があります。そして裁判所の指揮監督下において、透明性を高めてくるという質問がありました。それから経営陣の経営の問題に対する指摘もいろいろとあります。責任問題の発言もありました。そして今年の2月3日の総会でこれ私議長させていただきましたけど、やはり取締役の責任、役員の責任追及についての発言も多々ありました。このような状況からすると、株主の方、住民の方が多いと思いますが、非常に不信任は強かったと思います。それで経営責任ということについて、法的責任ということになればですね、典型的には、例えばこの承認がただけずに、債権者に対し支払いができない部分が出てくるその支払いができない部分について、支払いを受けてない債権者から役員などに対して、損害賠償請求などの責任追及という形になります。これが認められるかということ、非常に微妙なことはあると思います。先ほど経費の節減など申しましたけれども、一般的には私自身は経営の経験はありませんけれども、管財人あるいは清算人としての経営から言うと、売上自体はコントロールできないので、支払いの方はコントロールができます。ただそれをコントロールしてしまうと、従業員の士気に影響する、あるいはサービスの量的質的、悪影響などがあるということで、これも容易なことではありません。そういう意味で直ちに責任があるかということをお断定することは難しいのですが、やはり成果のある形が見えていないこと。それから、これだけ地

元の方、株主の方から不信を受けているということからすれば、法的責任は別として、やはり道義的責任、社会的責任というのは難しい問題ではありますが、あるだろうと、この私としては感じております。そのことについては、清算人の間で話をし、社長、元代表取締役からは報酬の一部返上という話を聞いております。そしてこのことは、一応このまま手続きが進めば、最終の決算のための株主総会が開かれますので、そこでご説明をして、株主の皆様のご意見を伺う、あるいは審議をしていただくということを想定しております。そして私の方では一応、法律ということですね、その法的な部分を担当すること。今回の議会での基金の取り崩し、補助が得られない場合につきましては、これはもう債務を完済することができないことが明らかになる状況だと思います。そういう場合につきまして、会社法は、その484条で、ちょっと読み上げさせていただきますと、清算株式会社の財産がその債務を完済するに足りないことが明らかになったときは、清算人は直ちに破産手続き開始の申し立てをしなければならないと定められております。従いましてちょっと先ほど特別清算というお話がありましたけれども、今回の議会で承認が得られない場合は破産手続きとなります。その時は、すべての財産の管理権限は、裁判所が選任する管財人が掌握することになります。そして同じ会社法484条の第2項はですね、清算人は、清算株式会社が破産手続き開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときはその任務を終了したものとするとあります。したがって破産決定がなされる破産手続きがなされれば、我々は管財人に対してこの業務を引き継ぎまして、我々の任務は終了し、あとは全面的に破産管財人が職務を遂行していく、一定の事項については裁判所の許可、あるいは報告を進めながらという段取りになります。そうなった場合につきましては、裁判所での物事の進み方というのは月単位で時間がかかりまして、まず我々ができるべく直ちに速やかに行うようにはいたしますが、やはり申し立てができること自体が、4月になろうと思えます。そうすると清算人が選任されるのは、その時の状況ですけれども4月中、あるいは5月になってしまうと、そのあと清算人としては我々から引き継ぎを受けて、財産の確認を行うと、その権利関係ですね。そして一部、君田トエンティワンの資産として残っているものもありますので、その調整というような形が生じて参ります。やはり公権力の行使ということで、その業務を慎重に行う必要があるのも、先ほど申し上げたような月単位で行われるということです。一般的に、破産管財人は次の温泉業務の立上げに対しても、協力はしてくれると思いますけれども、やはり8月1日予定されている開始は遅れるであろうというのが、私の方の見込みであります。また、続いて同じ会社法の848条ですけれども、前項に規定する場合において、清算株式会社がすでに債権者に支払い、または株主に分配したものがあるときは、破産管財人はこれを取り戻すことができると、破産管財人としては、それまでの支払いなどで、公平性の観点から取り戻す必要があるものは取り戻すと否認権の行使などもありますけれども、そういう手続きを行う場合もあります。これは必ずしも行うというわけではありません。ただ破産管財人としては公平な少ない財産の分配のために、いろいろな確認作業、場合によっては先ほど申し上げた否認権の行使、財産の取り戻しなどの手続きをするため、やはり時間を要するという状況になります。そういう意味ではちょっと

8月1日の開業というのは破産の場合は難しいと思われます。それから一応法律を担当しているということですね、法律的問題がこの市の方が補助、この清算会社に対してすることは問題ないのかその債務支払いに、これは法的な問題は議会の承認をいただければ問題はございません。私の報告は以上です。

○弓掛委員長 反田さん。

○反田さん それでは今1番を答弁しましたが、2番、3番、4番、5番と久行参考人さんの方の発言も重複しておりますので、2番から5番までを一括して答弁申し上げます。

2番目の借入金の内容でございますが、皆様のお手元にお配りをさせていただいております。2つの金融機関から合計9,500万円の借り入れをしております。金融機関名は言いませんけれども、1つの金融機関が3つ。2つ目が2つです。そして利率の方は、1.16%があったり、それから新型コロナウイルスの感染症対策特別利子補給制度に乗って0.52%。3年経過以降は1.42%ということで、人件費の支払資金に充てさせていただいております。また、平成29年に借り入れをしました2,000万円につきましては、利率1.16%で、企業活力強化特別貸付という資金を活用させていただいて、宿泊施設のなごみ館の改修工事と、それから四輪駆動の29人乗り送迎用バスを購入させていただきました。それから、令和2年5月8日に借り入れをしておりますものと同じ日の500万円が5月8日、もう1つが3,000万円が5月8日でございますが、これはいずれも、新型コロナウイルス感染症の対策特別利子補給制度に乗って、人件費の支払資金と、それから仕入れ代金の支払い、資金、買掛金の支払資金に充てさせてもらったものでございます。そして下の段にいきますと、令和5年2月の7日に2,000万円、それから同じく、2月の17日に1,000万円借りておりますが、これはコロナ対策の伴走型支援特別資金というのは広島県の支援制度でございます。これによって、人件費の支払資金に充てさせていただいて、それから最終のものは2.65%でございます。これは買掛金の支払資金に充てております。一番右の段で、これ合計額が5件で7,000万円飛んで69万8,000円になっております。予算要求の方は7,150万円と出させていただいておりますが、要求書作成時点、12月末で積算しておりますので、現在は最新の資料ということで、2月末で上げさせていただいておりますので、差額が出ておりますことはご了承ください。

それから個別監査に対する取り組み状況でございます。個別監査では、先ほど弁護士の先生からお話があったように、平成29年度ということで、決算報告書の記載の方法、それから棚卸手続きの精密化を図りなさいと。それから費用科目別の計上の誤りなんかが、科目の分類なんかの誤りもあるということを指摘いただいて、指摘事項があった中から13項目については対応済みでございますが、11項目については、十分対応ができておりません。また指摘事項の中でも経営上の課題として、人件費の割合が同業他社よりも高く、余剰人員や非効率的な運営が行われているということや、不採算な無料送迎バス、この運行をやめるようにと指摘もいただいております。また、収益の上まらない喫茶21番館の事業につきましては、とにかく夜間営業はしないと。一定の基準を満たす予約があれば対応するが、通常は夜間営業はすべて時間短縮でしないようにということも見直しを図って参りました。

次に、中小企業診断士から経営指標につきまして経営指導をいただいております。内容を申し上げます。コロナ禍の中で集客を図るのは現実でないと。コロナ禍の影響の中で集客を図って売り上げを伸ばすというのは現実でないということから、経費のうちで、固定費をとにかく削減に努めなさいと。固定費の削減を重点項目にしろというのが大きな指摘でございます。特に人件費は、同業他社の平均を大きく上回っておりまして、改善が必要であると認識いたしまして、役員報酬のカット、それから従業員数の削減、従業員の労務管理の配分、とにかく人数が減った分は1人の係員が2つ、3つの部署を超えて応援体制を作るということで、経費の節減に努めて参りました。また営業時間の短縮ということで、パン屋の営業時間については、もう土日祝しか営業をしないということや、お風呂につきましても、30分入浴開始をおくらせて、終わりは1時間おくらせていただいたというようなことで、業務改善で営業時間を見直しすることによって、賃金をわずかでも節減をしていこうという対応をとって参りました。令和2年度以降、懸命に改善を図って参りましたが、力及ばず、計画したほどの経営の立て直しができませんでした。

次に、職場環境に課題はなかったのかというご質問でございます。私のマネジメント能力が全体的に不足しておったということは認めます。スタッフが一丸となって、運営、また経営をしていこうという体制をつくり上げる努力が足らなかったのではないのかというから反省もいたしております。このような結果になりましたことは、私を含めた経営人の会社の運営方法に問題があったものととらえております。特に、一人一人の意見や提言、社員一人一人の意見や提言をしっかり聞いて、社員と一緒に業務改善を果たしていくという風通しの良い職場環境が築けなかったというのが大きな反省点でございます。

次に、地域との関係性について変化があったのかというご質問でございますが、イベントや行事を通して、地域の皆さんとのコミュニケーションを深めるというのは、君田温泉、株式会社君田トエンティワンが、第3セクターで設立されている以上、大変基本となる大切なことでございます。着任当時はほとんどの行事に参加もして、積極的に物品の販売もいたしましたし、ブースも活用をさせていただいております。しかしながら、近年、地域イベントの参加の機会が薄れ、地域の皆さんとの交流の機会が減ってしまったのは事実でございます。地域のにぎわいづくりに、第3セクターとして、地場企業として大きな役割を持って、地域貢献を果たすべき努力が不足しておったように痛感いたしております。申し訳ございません。以上でございます。

○弓掛委員長 それでは質疑を願います。

新家委員。

○新家委員 それじゃ何点かご質問しますけども、最初に、最も今回の件で心配しておったのは、執行部が提案した、今回の基金の廃止に伴う一連の施策なんですけども、これが法的な問題がないのかどうか。今回出された請願がもし採択されれば、次の再開に向けての影響がないのかどうか。先ほど久行先生のお話によりますと、法的な問題は議会が議決すればいいとおっしゃったんですが、それはどういう法律に対して、こうだから関係がないということをお聞きしたいのと、私は今回の清算がうまくいかなければ特別

清算に移行して、裁判所の管轄下に入るんだろうと理解をしておったんですけども、先ほど先生のお話ですと、そうでなく、破産手続きに移行して破産管財人が管理をします。そうなってくると当然、今めざしておる次の再開に向けての期限が伸びてくるだろうということが容易に想定できるんですけども、先ほど請願人の説明、意見、質問の交換のときには、仮に清算が特別清算に移ったとしても、再開についての、次の経営者は8月1日ということっておりますけれども、それには全く関係ないんだと、清算と再開は、全然問題がないんだということで聞いて理解したんですけども、今先生がおっしゃった、破産手続きに入ることになると、私、当然ながらその次の再開影響が出てくると思うし、その月単位での影響というお話もあったんですが、これ相当な期間延びる可能性が出てくるんじゃないかなと。その辺についてちょっと後、ご教示願いたいのと、それから、いいですか。続けていきます。現在の清算の進捗状況。それから君田トエンティワンの資産がいくらかあると先ほど説明があったんですけども、具体的にどういった資産が君田トエンティワンとして残っておるのか。それが具体的にその清算に対する影響がどれほど及ぼすのかというのが2点目です。それから3点目に、昨年の6月の定時株主総会が済んだ、わずか2ヶ月後の臨時株主総会で解散決議をされましたけども、2ヶ月前の定時株主総会でそれができたと、先ほどの説明を聞いたと思うんですけども、その従前からいろいろ経営診断なんかされて解散をするべきだという意見も内部的にはあったということであれば、臨時株主総会を開かずにでも定時の株主総会で決めれば、もっとすっきりしたんじゃないかなという思いがするんですけどもその辺の背景と、それから先ほどの請願者の資料の中であった、臨時株主総会で、特別決議の3分の2が不明確であったということがあったんですけども、それじゃあ非常にまずいと思うんですよ。本当にそうであったのかどうか。逆の立場でご説明をいただきたい。それから最後4点目ですけども、実は一昨年の議会報告懇談会で、たまたま私君田会場を担当したんです。そのとき議会から用意しておった議題に対して、参加者の皆さんがすべて、そういう話はいいいから、君田温泉一本に絞ってやってくれということで、それを我々を受けて、時間すべて君田温泉の問題についていろいろ議論をさせてもらったんですけども、出席者の大半の人が、従来の決めた温泉の運営に対して全く変わってきたと。その地域住民の皆さんも、君田温泉の運営に対する不満がたくさんあると。温泉の湯はいいんだと。ただ、会社の接遇であったりとか、食事であったりとか、いろんな面で、質が落ちてきたという指摘を随分されたんですよ。これは確かにコロナという背景があって、人員を削減しなくちゃいかん。そういう背景もあって、そういうことになったかなと一面では理解するんですが、そういった、特に地元君田町民との意識の乖離が、だんだんと大きくなってきたんじゃないかなという気がするんですけども、その辺についてどのように理解をされて、それらをどう経営に反映させていこうと思われておったのか、あわせてお願いします。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん 項目としては6つかなと思うんで、1つは法的な問題。それから破産になった場合の遅れる問題。それから清算業務としてどのような資産が残っているのかという問題。それから4つめとしてこれ

定時総会でもできたのではないかということ。5つ目は臨時総会で3分の2の確認ということ。それから6番目が地元との乖離ということでよろしいでしょうか。

まず1つ目の法的問題についてお答えいたします。私も細かくどういうご質問があったかつてのは理解していません。地方自治法の232条の2だったかと思いますけれど、これ一応公共財としての性質を有しているので、それを市長の裁量の問題として、議会の承認が必要ですがそれでも問題ないと認識しています。あと所得税法の関係の何かご質問があったとお聞きしていますけれども、これは脱法的な行為を取るようなことをしなければ特に問題はございません。私が認識しているのが、そういう質問ですが、よろしいでしょうか。

そして2点につきましては、理屈の面では、直ちに遅れが出るということにはなりません。ただ実際上の運用としては、破産申し立てをして、情報を全く持っていない破産管財人が選ばれる。それもちよっと裁判所の選任まで若干の時間を要する。そして破産管財人が状況を理解する必要があると。そして公権力の行使という意味ではその権利関係についてきちんとした理解確認が必要になる。その上で、三次市、あるいは次の業者とどのようにするかという折衝がかかると。それと並行して、債権者に関する確認、債権者集会なども開催されるというスケジュールを考えますと、やはり実務的には事実上遅れが生じるであろうというのがこれは、私の見込みです。

○弓掛委員長 反田さん。

○反田さん それでは8月19日、総会から2ヶ月遅れで臨時株主総会を開いて、総会開催のときに予測できなかったかというご質問に対して答弁します。先ほど経過の中で申し上げましたように、非常に良い成績で前年度終わって、今年度、好調に出ましたんで、というのがG7での売上に期待をしておってですね、比較的団体客の予約が伸びないということがありました。ですから、いざ6月、7月営業してみますと、非常に宿泊の予約状況が伸びんということでこれじゃ、社員の給料が払えなかったり、また仕入れ代金が払えなかったりという予測もできまして、新年度スタートして負債解消にみんな頑張ろうと、株主の皆様からも後押しはいただいたんですが、非常に厳しい数値で、コロナ明けの年度を迎えたという状況がございまして、6月の総会ときには、そういう諸情勢が判断できる材料が整っておりませんでしたので、2ヶ月遅れの臨時の株主総会でのご判断をいただきました。また、議決に関しまして、先ほども質問が出ておりましたが、当日の株式数、議決権のある株式数が504個でございます。委任状も含めて504個。そして賛成者の数が490個でございます。490個÷504。全体の株式ではありません。出席と委任状の合計の株式で割りますんで、490÷504は、97.2%の賛同いただいたというのは、これは取締役も12月市議会の中でご答弁されたと思います。

それと最後に地域の住民の皆さんとの交流の状況はどうだったかということで、やっぱりいろいろとイベントの数、行事の数、もうなかなか参加ができないと。人員も減らした中で温泉客を迎えてその対応で忙しくて地域の行事、いろいろとイベントがたくさんございますが、その行事に参加ができなかったとい

うことで、住民の皆さんとの活発なコミュニケーションがだんだんと衰退をしてきたという事実はございます。ご指摘の通りでございます。資産の残の状況、君田トエンティワンのバスあたりですね、バスも29人乗りのワゴン車をはじめ、全体で9台持っておりまして、すべての車両、査定価格へ利益を上乗せして売却をさせてもらいました。そして今残っておりますのが、市の財産、土地の上に作った車庫とか、それから宿泊用に改修しました先ほど申しました、なごみ館の宿泊施設に投資した経費でございますとか、そういった不動産と分離できない、一体的な財産はまだ未評価で残っております。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 久行先生にもう一度確認したいんですが、今回、執行部が提案しておる、この基金条例の廃止をしたときに、今の清算が特別清算でなくて、破産手続きになるということなんですが、特別清算への移行というのは考えられないのかどうかということと、それから一昨年の議会報告懇談会で地域の人から出た意見の中では、先ほどのイベントがどうのこうのじゃなくて、君田温泉の湯は非常にいいんだけど、接遇の問題とか、食事の問題とか、以前に比べて随分質が落ちてきたよねと。そういう意見が多かったんですよ。そういったことは当然、社長のところにも耳に入っておったと思うんですが、それに対してどのような改善をされようとしたのか、それもっとさかのぼってですね、さかのぼってそういう声があったのであれば、そういう改善をして、ひいては経営改善に結びつけられなかったのかということについて再度お聞きしたいと思います。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん 特別清算ということにつきましては、ここで議会の承認があれば赤字ではないという、債務超過ではないという状態でして、承認が得られなければ、赤字状態、債務超過が確定しますので、法律上の問題としてはもう破産にいたらざるをえないという状況があります。ただそこが確定しない状況が継続するという場合にはですね、これは特別清算ということになって参ります。ですから例えば継続審議みたいな形になった場合には特別清算ということがあるかと、そうなると思います。

○弓掛委員長 反田さん。

○反田さん 先ほど料理が悪くなったということ、職員の接遇が落ちたというご指摘でございますが、接遇については、経費の節約は関係ないわけでございますが、やはりそういったおもてなしの気持ちが、やっぱり私からの指示、命令系統がやっぱり不足しておったのかなということから、心のこもったおもてなしを徹底しようということで取り組んでおりましたが、ちょっと薄くなった部分は、あったように思います。それから食事の改善でございますが、地元の人からもずっと指摘を受けてきておりますことが、地元にはヤマメや、いろいろと和牛、それから各種の野菜等いろいろ特産品があると、こういう特産品を活用して、君田に行けばこの料理が食べられる、それが楽しいということで、郷土料理で人を呼ぶような料理の工夫をしてみやという話は常々いただいておりますが、なかなか数を限って、料理人を専属でつけて対応するというのが、この料金体系の中では、仕入れの料金の増嵩なんかもございまして、採算性が難し

いということで、どうしても一部分袋物に頼ってしまうという実態がございまして、料理の不満というのは、確かに早くからご指摘はいただいております。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

新田委員。

○新田委員 まず8月に開かれた、臨時議会での特別決議の議決票を504分の490というふうに、先ほどありました。先ほどの請願人によると、きちっと数えられたかどうかともよくわからないという報告だったんですけど、もうちょっとそこらを具体的に知りたいので、504個っていうちゃったですよ。504株とは数えないっていうことになるんですかね。504人って数えることですかね。それはいいんですけど、それは例えば100株持ってたなら100票なんですかね。教えてください。素人で。さらに委任状も含めて504っていうふうに言われたけど、委任状が何通あったか。何株って言ったほうがいいんですかね。そうなったときに委任状を出された、出席のための委任状だろうと思うんですけども、議決権はこの委任状についてはどういうことになるんですかね。それから、その議決をされたというのとされてない、されてないとは言っていないけど、3分の2というとても重要な決議だろうと思うんで、ちょっとそこを詳しく、で、そこに出席。これは出席者ということになるのかな。これは1人1票。1株になるんかどうか。そんなときに、三次市って240株言うちゃったんですかね。240票あるということになるんですかね。ちょっとその議決における手続き等、先ほど申した部分をちょっと明確にわかる範囲で教えていただきたい。

2点目。基金を守ってくれっていうのが、先ほど請願の中身だった、建物はあるんだから、会社なくなっても、これを維持修繕管理していくために基金はいるけ、それは基金として残してくれと。市の執行部の今の質問だと普通財産ですか、普通財産に移行するということはもう基金は必要ない。いや、逆かもしれません。普通財産には基金はないという解釈の中で、その基金の継続が、建物と施設はそのまんまだけど、難しいという理由ですよ。会社を守るんじゃなくて、設備をちゃんとやってくれっていう基金の趣旨から言っても基金継続が難しいのかというのが2つ目。

最後、3つ目なんですけど、市が補助金を出して、この精算に当たるという中で、にわか勉強で申し訳ないんですがね、公共性を、公共上必要があると判断したら補助もできるよという、234条ですかね、その公共性の必要があるという根拠とか判断基準というのはどういうところに、この君田温泉についてあったのかっていうのを教えてください。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん まず1つ目のご質問の個ということ、人数ということについてお答えいたしますが、基本的には個というのは株式数でございます。個というのは株式の個数ということでご理解ください。人数をちょっと議事録などで書いておりますのは、これは特殊の決議という非常に厳格な要件の決議もありまして、その場合は人数、過半数の頭数と、あれはちょっとものによりますけど、多数の株式数の賛成が必要だということで人数をカウントすることもあるので、人数も議事録でちょっと残すような形になっております

けれども、通常の場合は株式数だけです。あとは取締役の選任の場合などは定足数としてやはり個数の問題なども、まして基本的には個というのは株式数とお考えいただければいいと思います。後の総会のことについては反田清算人の方からご説明いたします。

○弓掛委員長 反田さん。

○反田さん 総会の議決に関連しまして、504 個ですね。今、久行さんの方からお話があったように、議決権の数というのが、ここで 504 個あって、賛成者が 490 と申し上げました。それで委任状を含むというふうに議事録には書いておるんですが、ちょっと委任状の台帳の方を今日持ち合わせておりませんので、490 のうちの委任状の数というのは調べてまたご連絡をさせていただきます。企業でしたら 10 株お持ちの企業でございましたり、個人でしたら 4 株がございましたりしております。すべて議決権の数ということで、人数ではないということでご理解ください。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん ちょっと発言よろしいでしょうか。これは 2 月 3 日の株主総会、私議長させていただいたときですけれども、まず決算書の承認については、株式の個数を全部数えました。ただこれは頭数ではないので、どの人が何人持っているかということで、個別にしなければならないので、かなり手間がかかります。率直なところ、ちょっと君田トエンティワンではカウントするためのシステムができていない状況でした。清算人の報酬につきましては、先ほどの説明員からのお話もありましたように、私の方の報酬については問題がないという質疑応答を見てですので、別にすることにいたしまして、私の方につきましては挙手をいただきましたが、株主の皆さんにご了解いただいた上で、賛成多数ということでよろしいでしょうかと、もう皆さん手が挙がっている状況でしたので、その問題がないと認識しましたので、議長の権限でそういう処理をしております。そして反田清算人の報酬については問題があると、賛否分かれると思いましたが、これについてはまた手間をかけて個別にカウントいたしております。基金の問題につきましてちょっと清算会社の株式会社の清算人としてどこまで申し上げるかということとはございますけれども、やはりこれ、基金が取り崩されて、補助がなされない場合はトラブルということが予想されます。やはりこの先ほどの損益計算書、決算報告書を見ましても、コロナ前からずっと黒字ではなくて赤字の状況が続いている。しかも私がパッと見ても、この経営状況というのは改善の見込みが立たない。これで通常であれば、金融機関が融資をするとはとても思えません。ちょっと政策金融公庫は国家機関で別ですけど一般的な金融機関はちょっと、これで本社決裁取れるとは思いません。それでもとれているのはやはり、三次市がいるから、三次市が助けてくれているからという信頼のもとだと思います。また個々の業者につきましても不明ではありますが、やはり三次市がいてくれるので、ここでこの君田トエンティワンと取引をしても問題はないという認識で皆さん取引をされていると思います。そして承継していただく今度立ち上げる会社がどういう計画かということとはわかりませんが、そのあたりのことで、三次市がこの度補助をしないと、それがトラブルになると、問題になるのではないかと思います。また、破産という

ことになれば、新聞記事には報道には当然なります。また報道機関は、その部数を得るためにショッキングな記事をショッキングな形で書きますので、破産というのは大きな見出しで載ります。一般の方は、あまりきちんとこう細かくまで読んでおられないので、8月1日オープン、そのあたり破産というような記事になったときに、これは8月1日で大丈夫なんだと、あるいは別物なんだと。あるいは多少遅れるけど大丈夫というよりはもう、立ち枯れになってしまうのではないかと、もう駄目なんだというような、そういう風評被害も出るおそれがあると思います。ちょっと清算会社の清算人の立場としては、ちょっとどこまで申し上げていいかわかりませんが、今私の方でこれまでの経緯から考えているところは以上の点であります。

それから3点目の公共性ということですが、これは道の駅などもあります。また、温泉自体がその地域のもの、地域の住民の方、まさに君田村時代、ある意味官民一体のものとして、その地域の財産としてこれを育ててきたというか、そういう側面があると思います。もちろん旅館業的なこともありまして、そのビジネス的な側面というのもついて回っております。その部分は確かに大きい部分はあろうと思いますけれども、やはり公共財としての側面が全く失われてはいないこと、三次市が出資している第3セクターによって運営されてきていることなどからすれば、やはり公共性があるものと考えております。以上です。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 決議にこだわるんですけど、今おっしゃった通り、2月3日の部分についても役員報酬の件や、個別にちゃんとカウントしたという、それよりもさらに重要案件という印象ですけど、解散を決めるっていう、今の490をどう数えられたのかっていうのを改めて問わんといけんのと、先ほどあれがなかったですけども委任状の数はわからなくていいんですけど、あるいは挙手、挙手もあったと。手を周りじゃバラバラって挙げたと先ほども請願人の方いらっしゃいますけど、挙がっても要するにその方が1株なんか10株なんかはわからないわけですよ。その中で490の改めてカウント、教えていただきたいのと、委任状の皆さんの意思決定は、賛成反対と見たら何か委任状を出すときに、賛成です、反対ですって書くんですかね。あるいは、ちょっと乱暴な言い方で議長一任とか、あるいは私の3株、議決権はAさんに委任とか、そこはもうちょっと細かく、先ほど細かく説明いただいたんで490をね、もうちょっとわかるところでどこまでかっていうのを、ぜひお願いしたいというのと、最後の公共性の判断基準の中で地域云々と。でね。私そこはちょっとグルグル考えてよくわからなくなるんですけど、なら公共性あるがゆえに基金はそのまま使えるんじゃないかという判断なんですけど、これは間違いですか。普通財産になるというふうに聞いたんですけど基金がなくなって、普通財産になって1温泉だけど、公共性ゆえに、市として補助金を出すと。公共性の説明を聞くとき、聞けば聞くほど、なるほどそうなら基金が残ってもいいんじゃないかというふうに、勝手な解釈したんですか。これについてはどうなのでしょう。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん ちょっと部分的に答えて、残りというか議決権のカウントについては反田清算人の方から説明させます。委任状につきましては、基本的に委任した相手が、誰に投票するかということで決まります。ただし、もちろんこれを委任する側が、この人に投票するという事で委任することも可能です。それは本来あるべきものとしては区別して扱わなければなりません。賛成か反対か、それに従って代理人を行使すべきですし、それが決められてなければこれは代理人の裁量で代理人が賛成すれば賛成、反対すれば反対ということになります。そして次の公共性の問題についてですけれども、これが駄目かどうかということとはちょっと断定しがたいところですが、今使用貸借という形での状況が想定されております。そうすると、どのようにそれを使うかということは、借り手側が目的の範囲に目的に反しない限りでは、全面的にその裁量で行うことができます。その主体は完全な営利社団法人、営利法人です。そこに対して援助をするというか、補助をするというのがですね、できないかと言えば、これは裁量の範囲内ではないかと。全然公共性がなくて1 営利法人が本当に営利のためだけにやるということについて、これを補助するとなると問題がかなり大きいと思いますし、やはりそれが公共性があると、地元の住民、あるいは三次市の市民のために役に立つという形、その間接的効果も含めてですね、そういうことになれば、三次市にとっての公共性があると。この辺はかなり市議会、あるいは市長の裁量というものが出てくる場面であろうというふうには思われます。

○弓掛委員長 反田さん。

○反田さん カウントの方法でございますが、先ほど、委任状の中身につきましては、久行さんの方から申し上げられました。そして、誰に委任をするのか。そしてその委任を受けた人は出席をされておるということも確認もさせていただいております。それで 490 と、それから 504 に対しての 490 が賛成でございますんで、15 名の方が出席者、委任状を含めて、反対の意思表示をされておるということになります。その内容については、手元に今資料ございませんので確認できないという状況です。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。

増田委員。

○増田委員 先ほどご答弁いただいた部分もあるんですが、公益上必要であるか、地方自治法 232 条の 2 ですよね。このことについて公益性が必要であるかどうかを一応認定するのは、ご説明いただいたように長及び議会ということだと思います。ではあるんですが、公益上必要であるかどうか認定は全くさっきは裁量権ということですが、自由裁量ではないという考えもあるみたいですので、客観的にもう公益上必要であることを認めなければならない。これ三次市に、地域の財産としてきたという部分で公共財という部分で、役に立つという部分で、おっしゃっていただいたんですが、今回の場合ある意味清算に向けての動きの中で、補助していくということが、本当に果たして大丈夫なのか、清算人というお立場ですんで、この質問が適当なのかどうかはちょっと考えるところであるんですけど、弁護士さんでいらっしゃいますんで、これが確実に法的に問題ない、法的に耐えられるかどうかというのを再度関連質問としてさせてい

ただきたいと思います。

2点目として、結果的には基金、先ほども基金の話があったんですが、基金を取り崩してはあるんですが結果的に一般債権で出すわけで、基金云々関係なしに、一般財源であるんですが、これ初めから一般財源から出した場合、基金は関係なしに一般財源から出した場合、この公益上云々かんぬんという、最初の質問と関連するんですがそのあたり一般財源から出しても、公益上、公益性ってのは認められるかどうか、お伺いしたいと思います。

3点目、建物の件についてちょっとご指摘があったんですが、残置物についてご説明があったんですが、この残置物については、逆に指定管理が終わった段階で、場合によって撤去する必要があるがあったんではないか、または撤去できない場合は、持ち主である三次市へ返還するか譲渡してしまう、撤去する代わりに譲渡してしまうという必要性があるのではなかったと思うんですけど、そのあたりどうなのか、以上3点ほどお伺いします。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん まず裁量について、これが全くの自由裁量かといえばそうではありません。ただ一般的に議会、そして市長にはですね、後半の裁量が認められております。そしてこの、私が断言するわけには参りませんが、やはり施設全般を見たときにやはり公共性のある部分はあるかと思います。それが地方自治法232条の2の要件を満たしていると判断するという点については、かなり広い裁量が認められますので、それが明らかに誤っている、あるいは権限の内容であるというような形にならない限りは、この裁判になった場合には、一般的に適用性が認められているというところであります。そして一般財源から出すことにつきましても、やはりこれは一般財源も公的な財産ですので、これ公益性がないものに出すということは非常に不適切なものだと思いますので、やはり公共性が全くない場合には、やはりそれが正当化できる理由が何か必要であろうかと思います。ただやはり温泉設備ですので、地元の重要な財産ですので、これは公益性、出資することになってもやはり議会の裁量、市長の裁量ということで、適応や違法という判断にはならないだろうというふうに思っております。それから建物につきましては、君田トエンティワンの建物という建物に増築部分でございますこの増築部分というのは、切り離すことができませんので、これは主たる部分の所有者である三次市のものとはなります。ただそれについては一定の財を投じておりますので、その清算関係が必要となってくると。一応自動的に三次市のものにはなりますけれども、その清算関係あって、ある意味確定的に三次のものになるという形と理解しております。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 まず裁量権についてはちょっとご説明いただいたんですが、ちょっと基金、2点目の質問に関して基金から出す場合、君田トエンティワンが積んだ基金から出す場合は、現在の仕組みですね。現在提案いただいている仕組み上は、出すことは公益上あるっていうのは先般からご説明いただいたんですが、これが基金からでなく、結果的に同じことなんですけど、一般財源から出した場合についても同様に

公益性は認めるかどうか、同じような考えでよろしいのかっていうのをちょっと再度補足でいただきたい
と思います。で、建物の件に関しては、一体的で切り離しができないっていう部分があるのは理解するん
ですが、これ例えば破産なり特別清算なりちょっとその先のことはわからないんですけど、先のことは抜き
にして現時点で、例えば早いうちに例えば現時点でも、清算人の立場として、もう権利を放棄してしまう
とか、三次市へ譲渡してしまうとか、結果的には譲渡になるんでしょう、譲渡の状態なんだろうけど。
法的に、もう君田トエンティワンからもう切り離してしまう、撤去できないと切り離してしまうという考
えが現時点であってんかっていうことをお伺いしたいと思います。あとちょっと、何点か前の質問でちょ
っとあったんですけど、特別清算ができるっていうのはもう債務が返済できないということは破産手続き
に入るということなんですけど、例えばこの議案が継続審議になった場合は、破産にはならないというよ
うなことをちょっとおっしゃってたようなことがあるんですが例えば、この議案ってのは今回通らなくて
も6月議会で出すことも可能、例えばですけどね、だと思んですがそういう可能性がある時点において
は、破産手続きに入らないっていうことの認識でよろしいのか。お伺いしたいと。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん まず基金と一般財産の違いですけども私の理解としては、どちらも一応公共性のあるもの
に対する支出で、基金はその目的がその中で限定されているということで、多分市の方は、その目的が限
定されているので、そこに当てはまらないという解釈だろうと思います。1点目です。それから建物を譲
渡してはどうかということなんですけど、次の方がどうされるかということ。それにおいてどう対応するか
ということもありますし、譲渡としてもですね、破産手続きなどになった場合には、管財人の方ですね、
やはりそれが正当な金額で譲渡されてるかどうかという確認はやはり必要となる。譲渡というよりも清算
をどうするかともう建物の一部となってますので、譲渡という方法も個別の建物であれば、それはありう
るところではありますがやはり破産手続きの中では、その対価が適切であったかどうかということは財産
確保という意味で、管財人は確認する必要があるところであります。それから特別清算につきまして継続
審議になった場合、これはどうなるか未確定ですので、その時点では特別清算の手続きをとりますが、そ
の次の議会で審議されて否決されれば、破産手続きを取らざるをえませんし、可決されれば特別清算は解
除されて、通常清算という形になります。一応、お答えをさせていただきました。答えになってないところ
あるかもしれない。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 2点目の先ほどご答弁いただいた部分は継続審議の場合っていう部分ですけど、継続じゃな
くて、今後例えば、例えばですね、6月にもう1回出し直すとかいう可能性がある場合においては、直ち
に破産手続きにならないという考えでよろしいのかどうか、っていう点をちょっとお伺いしたかったのと、
最初の分の建物に関しては、例えば撤去するといったら大きな金額がかかるわけじゃないですか。当然そ
うした場合、撤去する費用を出すぐらいなら所有権を放棄してしまう、現時点で放棄してしまうという考

えないのか。また、そのとった場合、とったとしても破産手続きになったときは、放棄したことが問題であると指摘がある可能性があるのか。ちょっとその辺りでご説明いただければと思います。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん 最初のご質問で、新たに提案がすることもありうると。ただその場合に、これは新たな提案がありうると考える要素がある場合ですね、可能性があるなど認められる場合には、特別清算ということはあると思います。ただ一般的にもうちょっと今回の審議がどうなるかわかりませんが、一旦否決された状況で、特段の事情がなければもうこれは、再度の審議はないであろうということで破産手続きという形になろうと思います。建物の放棄につきましては、これちょっと三次市と今までそういう形でまだ具体的に決めておりませんので、今後そこは三次市と協議するということになると思います。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。

重信副委員長。

○重信副委員長 反田清算人に何点か質問いたします。要請書の方で、個別外部監査及び中小企業診断士からの示された指導の中で、先ほどちょっと聞き取れなかったところがあるんですが、13項目にわたって指導があったと言われました。その中で10項目は達成できなかったことをちょっと言われたと思うんですが、達成できた面と達成できなかった項目についてご説明をお願いします。

もう1点がですね、わずか2ヶ月ですね、解散に至った経緯なんですが、7,500万円の赤字、これ経営努力でまず頑張っていこうじゃないかという反田さんの気持ちはなかったのか。経営努力して、もう1点がですね、マネジメント能力がなかったとか、いろいろ反省点は述べられました。やはり社員との関係性が悪化していた、この検証不足があったんじゃないかと思うんですが、その点の職員との対応の仕方をお伺いいたします。

そして、6期赤字が出ている段階ですね、社長をですね、辞任されるお考えはなかったのか、質問いたします。以上です。

○弓掛委員長 反田さん。

○反田さん 先ほど質問のありました、十分でなかったもの13項目の達成につきましては、具体的には経費の節減の部分で、経常的な経費の中でも、人件費、賃金、パート賃金とかですね、そういった軽微な変更によって対応してきておりますが、10項目につきまして、十分でないものを申し上げます。棚卸の精密な棚卸しの記載、それから現金の管理と記帳の緻密化ということで、現金管理の帳簿と現金を持っておりますので、その受払いを明確にということで間違っただけですが、明確に記載をするようにということでした。それから対応が十分できていないものとして、法人登記の構成でございますとか、衛生管理者の選任、この衛生管理者の選任につきましては、地元の産業医の先生の方に委嘱をさせていただいております。それから事業報告書が十分ではないという指摘、それから決算の附属明細書の作成ということで、現在は対応できております。それから総会の報告ということで、本来は公的な官報をもって報告をしなけ

ればならないということでしたが、これができておらんということでした。それから在庫管理のチェック体制ということで、これは月に1回の棚卸の確認ということで徹底をいたしております。固定資産管理の精密化ということで、固定資産の管理。特に先ほどから出ておりますように、市の所有される土地への定着物、または建物の一部改修、それらの不動産の取り扱いについてですね、なかなか修正、改修工事をもって、当期要件が対抗できないということで、帳簿にきちんと掲載をするようにというご指摘でございます。それから入湯税の申告がございました。入湯税を有料入浴者数だけを挙げておったんでございますが、本来は、食事へつけてサービスをしたとか、それから宿泊をされた方へのサービスでございますが、特に食事日帰りで食事を済まして帰られる方へ無料で入浴券をお配りしておる。これらも食事の売上金の中から、入湯税相当を年収としてきちんと市へ納付すべきですよというご指摘がございました。

2つ目が7,500万円についてということで、大体、損益分岐、先ほど中小企業診断士の先生は3億7,000万円を1億円下ろして、2億7,000万円で試算をしておるというふうにありましたが、本来3億円の売り上げがあれば、4年から5年で借入金は解消できるというふうに読んでおったんでございます。しかし、ここ5年間3億を出るような状況はございません。やっぱり3億出れば、経費節減の中で、借入金で償還、今までも2,000万円あまり償還をしておりますし、1回も滞納の実績はないわけで、きちんと償還をしておりますので、3億の売り上げが望めれば、4～5年かければきちんと借入金は償還できると読んでおりましたが、思うように売り上げが伸びんということでの判断をご理解ください。

それからマネジメント能力でございますが、かなり社員も忙しい中で、どうしてもギスギスする部分というのが出て参ります。ですからやっぱり時間を取ってゆったりと、まず社員の提案を聞かしてもらおうと。そしてどうすりゃいいかというのを一緒になって考えるということで、今忙しいから対応できんというのは一切言っちゃいけんと。社員がちょっと相談があるんですがというのと他の仕事を後回しにしてでも、よう来てくれたねということで、一緒に話し合っていくという姿勢というのは基本にあるように努めて参りました。途中での交代ですね、社長交代がございましたね。これについてはですね、こういう借金を作った状況で、どうしても現実を逃避するということができなかつた。やっぱり努力をしてみんなで頑張って何とか3億円の大台に戻して、そしてきちんと借金も返し、経営軌道も乗せていきたいということで努めましたので、途中で借金抱えて次の担い手に譲る、返すということは、ちらちらと思ったことはございますけれども、果たしてこういう状況で経営を引き継いでくれるものがおるだろうかということを考えたときには、力の限り、現状で努力を重ねるしかないという判断をしました。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 今のことに對してちょっと関連をいたしまして聞くんですけども、いろんなできてない部分があるわけでしょう。それを改善していけば、できるようになったんじゃないかと私は思うんですね。それをせずにもう解散と。そっちに踏み込んだのはどういう、基金があるからそれで穴埋めすればいいん

だぐらいな考えじゃないかなというふうに思われるんですけども。

もう1つ気になるのは私、これなんか印刷したら入浴料が大人1,400円、子ども1,700円が、何か出てきたんですけど、これちょっとわからんですけど、ただもともと600円の入浴料だったものが、700円までいったのは私覚えてます。最後800円までいったんですよね。そしたらもう行かない人出てきますよ、地元の人。私も行かなくなりましたから。お湯を沸かすのには一緒なんですから。金かかるんですから。安くてもたくさん来てもらえれば、売上げが上がったんじゃないかなというふうに非常に思う。そこらの改善ができなかったのかなというのを、今更言っても間に合わないのかもしれないですけども、そういう改善をしっかりとやっていく事が大事だったと思うんです。それとやっぱり従業員の方のいろんな問題。私もいっぱい聞いております。大丈夫なんか、大丈夫なのかっていう噂もすごい出りましたからね。そこをやったり乗り切れなかった。たった2ヶ月で解散と言ったのは、どうなんかっていうのはちょっとそこらの、答弁できるかどうかわかりませんが、ちょっとどういう思いでされたのかっていうのをちょっとお聞きしたいんですが。

○弓掛委員長 反田さん。

○反田さん できなかった10項目につきましては、企業診断士の指摘事項につきましては、できたものもございしますが、やっぱり几帳面な事務をやるという部分で、やっぱり原点から几帳面にしなければいけない項目ばかりでございします。そういったものをやっぱり後回しにして、着手できてない、いなかったという部分はございします。それから入浴料につきましては、ご指摘のように、600円から600円に上げ、そして700円を800円に上げさせていただきました。それで600円から700円にしましたときには、入浴者数への大きな変化はなかったんでありますが、800円にしたときには予想以上に入浴客数が減りました。やっぱりこの700円から800円という100円の差ではございしますが、上げた理由につきましては灯油の高騰、電気料の高騰等はあるわけですが、たくさん安価な価格でたくさんのお客様にご利用いただくという選択もあったように今考えます。100円の値上げというのは思った以上に大きく、顧客が離れたという事実がございします。それと3つ目の従業員と対応につきましては、なかなかですね、しっかりしたコミュニケーションが取れていないということで、褒めていただいたときよりも、失敗したときの原因をみんなで共有してこうやというのが私の業務方針でございました。お客様に叱られた、それが原因が何であったのか、それをみんなで共有して二度と同じことで叱られて迷惑はかけんようにというのは、社内の強い組織としての基本だと思っておりましたが、なかなか言いにくいことがいえる状況でなかったという部分は、やっぱり社内の風土として、風通しの悪い部分はあったように感じております。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。

増田委員。

○増田委員 すみません。1点ほど。資産や負債、先ほど請願人より、車がなんか載っとったとか載ってなかったとかいう話もあったんですけど、現時点で資産と債権はもう確定してるっていう状況なんですか。

後から債務が出てくるっていうことっていうのはあるんかどうか。そのあたりちょっとお伺いします。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん ほとんど確定していると言っていいと思います。多分処分できていないもの、清算などはありませんけれども、三次市と処分してももう高額なものはありませんし、あとは我々の例えば清算業務が最後の月は日割り業務のようなことになってますし、細かい事務費用などでありますのでほとんどのものは確定していると言っていいと思います。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 ということで、債務は細かいものはあるかもしれないけど、債務はもうすべて確定してこれから例えば1,000万円の追加の債務が出てくるとか、そういうようなことはもうないっていうことの認識でよろしいのか。これ何でこういう質問するのかと言ったら、おそらく出資金の返還の残余財産の分配により出資金の返還をしていくと思うんですけど、現時点の予算を市の方から提案している、予算において出資金の返還は市の想定通り、市が示している通りで返還できる状況である、ほぼその状態で確定してるという認識でよろしいのか、再度確認させてください。

○弓掛委員長 反田さん。

○反田さん 債務の確定ということですが残余財産の処分につきまして、先ほど総会で指摘のあった車の保有台数の件ですが、これらも実は当日出した財産目録の件の議題の中で、顧問税理士の方でお作りいただく減価償却が完全にできていない、まだゼロにならずに簿価が残っておるものを計上しておりましたんで、それが帳簿上上がっておって実際には現場にはないというのが3台ございました、というふうに今の残業処分の換金化につきましては、やはり現在あるものを現金に換えていくということでございまして、ほぼ先ほども話が合ったデスクトップパソコンが1台とノートパソコンが2台、それから土地に定着しております車庫ですね、車庫の扱いでございますとか、宿泊施設の改修経費がどうなるかとか、そういった分離ができない投資額につきましては、今後の市との協議の課題になって参りますが、換金できるものは今のところほとんどさせていただいておりますし、また債務が残っているものはございません。電話代とかですね、小さなものをファックス代とかいうものがございしますが、大きなものはすべて、債務の履行は済んでおります。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん ご質問の通り、大きな金額っていう債権債務の変動があることはありません。何度も確認いたしております。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 最後に1点だけお願いしたいんですが、今回議案で出されておる基金の廃止が、仮に可決されたとして、今までの経過も踏まえてですね、代表清算人としてこの清算がいつ、このままスムーズにいつてですよ、いつ終わりそうかというのはお答え願えますでしょうか。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん 可決された場合につきましては、そのあと速やかに支払うべきものを支払う、そういう予定にしております、そのあと株主総会を招集いたします。それが事務の関係で4月の終わりごろか、ゴールデンウィーク明けた頃、そして清算の登記清算結了登記で業務を終了するということを想定しております。

○弓掛委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今日はいいろいろ説明ありがとうございました。久行さんからの説明、るるいただきました。見えてないものを聞かせていただいた部分もあり、最終的にこれまでの運営が、取締役会の責任っていうものの所在が、どうだったのか法的にですね、久行さんにお伺いをというのと、それから今回ずっと一連の流れがあくまでも法的には問題ないと。開催協議等の内容、開催時期、その他問題ないと私たちはこの度認識して採決に向けていっていいのかというのと、それから今度、反田さんの方にですけど、やはり常にバックに市がいるっていう部分で甘んじてた部分、汗をかいてらっしゃる姿も見させていただいてるんですけど、随分こう改革しなくてはならないタイミングとかチャンスをどっかで市のバックアップがあったからっていう、少し甘えた部分はおありだったのかなと思うんですけど、社長だけの責任でなく取締役会の皆さんとの、やっぱり協議っていうものの不足というのは、先ほどもご本人もコミュニケーション不足認めておられましたけど、そこらあたりをもう一度確認させてください。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん それでは法的責任の問題について回答させていただきます。大きく分けますと、株主に対する責任と第三者に対する責任がございます。取引先、或いは融資先など、これは第三者に当たります。この第三者に対して、役員と取締役などですね、が責任負うのは会社法上、重過失がある場合と限定されております。これはほぼ故意に近いような状況というのが一般的な理解でして、そういう意味で重過失があるかどうかという認定にかかってくることになるかと思います。株主に対しては通常の過失であっても、任務懈怠であっても責任を負います。ただ現状において、株主が責任追及をされた場合にどうなるか、株主自身の利益の問題につきましては、株主は有限責任の原則ということで、出資額だけしか責任を負いません。損失としては出資額、そしてそれはあり得ることだよということで、出資をしていただいている投資をしていただいているということになります。そういう意味で株主自身の、特に株主の残余財産分配請求権、劣後債権、一般の債権が全部完済された後のものですね、そういう意味で今、配当がない状況で終わってしまうと。それについて、責任があるかということにつきましては、先ほど私が申しましたような、経費の節減とかそういう実効性のあるところが全く見られない。ここの過失というか任務懈怠というのは、当不当の問題ではかなりのレベル高いと思います。ただそれが違法というレベルになるかどうかというのと、これはやはり正直なところ、微妙な問題があるなというふうに感じております。

○弓掛委員長 反田さん。

○反田さん 成績が不振な状況で、市への甘えがあったんじゃないかと。市が面倒見てくれるというように思いがあったんじゃないかということですが、一切そういったことございません。この状況じゃあ市へ対して業務報告ができんと、何とかせにゃいけんということで、とにかく3億まで売り上げが戻れば、4年5年での借金の返済という見通しもつくんで、そして見通しを立てれば交代ができるということで、今の多額の借金を抱えたところで業務を投げ出すことは、どうしてもできなかったということをぜひご理解いただきたいと思います。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 基金にこだわっています。債務全体のほぼ確定しているという中で、先日の全員協かどっかで資料をいただきました。7,500万円と、清算どうこうで8,000万円と。そして、出資金等への返金が約3,500万円残るんですよね。全部空にしなくても、必要な部分において清算を行い、基金の趣旨は今後につないでいく部分で、残る部分は、積立の見通しは確かにはないかもしれませんが、今後の地域の財産として公共性も高い基金として修繕、運営に残すというのは可能ですか。

○弓掛委員長 久行さん。

○久行さん 私がお答えする立場かどうかわかりませんが、そういう議会で議決をされればそれは可能であると思います。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。ないようでしたら、以上で参考人からの説明を終わります。反田様、久行様、ありがとうございました。どうぞご退席ください。

ここでしばらく休憩したいと思います。再開は2時10分といたします。

午後1時7分 休憩

午後2時10分 再開

○弓掛委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

議案第38号「三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 それでは議案第38号「三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）」についてご説明させていただきます。本案は、君田トエンティワンの解散に伴い、関係条例である三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止しようとするものでございます。まず、この基金についてご説明申し上げます。

この基金は、官民協力のもと設立された三セク会社、株式会社君田トエンティワンの経営努力による利益剰余金の一部を、旧君田村へ寄付されたものと、配当金、利子等の運用金を積み立ててきたものでございます。次に、この基金条例の設置目的でございますが、施設機能の維持向上と適正な管理運営の財源に充てるとされ、用途は限定をされております。次に、温泉施設、三セク会社、基金と村の関係でございま

すが、旧君田村が公共施設である君田温泉施設等を整備し、官民協力のもとで設立した、第三セクターの君田トエンティワンが運営をし、君田トエンティワンが地域住民などと連携協力しながら、経営努力による営業利益の一部を旧君田村に寄付をし、旧君田村が基金として積み立てて参りました。その基金で旧君田村が温泉施設の施設修繕等を行って、相互に支える方法で運営するシステムをとって参りました。温泉施設、三セク、基金と村の構図は、パッケージ化された運営モデルで、この一連の仕組みを市が引き継いで参りました。昨年8月19日の臨時株主総会で、同社の解散が決定したことにより、三セク会社であるがゆえの、この運営モデル、このモデルが成り立たなくなり、基金の設置目的を失ったことになります。会社解散に伴いまして、今後の君田温泉施設の運営形態として、これまでの指定管理者制度ではなく、ニーズに即応できる経営ノウハウを有した民間事業者による運営が効果的であると判断し、君田温泉施設等の土地建物を10年間の無償貸付、施設等の維持管理、修繕、更新等の経費は事業者負担とする条件を付して、民間事業者を広く公募し、この度、事業者を決定したところでございます。従いまして、現行の基金条例の設置目的である施設機能の維持向上と、適正な管理運営の財源に充てる、この目的を失ったことにより、基金条例を廃止しようとするものでございます。また、基金条例廃止後は、基金の原資である君田トエンティワンの利益剰余金を一般財源として、君田トエンティワンの清算支援を行い、円滑な清算、早期再開をしていきたいというふうに考えております。説明は以上です。ご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願いします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 基金条例については、もちろん、条例文そのものは拝見させて読んでいる部分ではあるんですが、そうした中でこの条例中に、先ほど官民一体のパッケージモデル、君田トエンティワンを含めてパッケージモデルというふうにご答弁いただいたんですけど、君田トエンティワンという名称が全くこの基金条例には入っていないんですが、そうした中であくまで君田トエンティワンというのは運営会社、鉄道で言うと上下分離みたいなもので上の部分を運営された部分と思うんで、この基金条例ってのはこれ、条例文読む以上はこの下のインフラ部分ですよ。インフラとしての健康ふれあい施設への基金条例というふうに読み取れるんで、なおかつ今回温泉自体が廃止というか無償貸与ではあるんですけど、温泉自体がなくなるものではなく、さらには今後8月から再開されてる上で、再開する前からかもしれませんが、初年度、来年度ですね、令和6年度中に1億円程度の施設改修をしていくっていうふうにプレゼンとかでもおっしゃられる部分なんですけど、それまでそれに備えてこの条例を残して、そういう資金を確保していくっていう必要はないのか、それについてお伺いします。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 この基金条例、施設機能の維持向上と適正な管理運営の財源に充てるという目的がでございます。この財源っていうところですけど、市が、村もそうですが、行政が直接この施設改修工事つ

ていうのを行っております。その財源に充てるということでございます。今、委員が言われましたのは、民間事業者に対して、この基金をという意味合いだろうと思うんですけど、民間事業者に今の現状の、この基金条例で直接充当するというのは、これはできないというふうに考えております。公募のときの要件として、施設改修、今後10年間の改修見込みが約4億5,000万円あまりかかりますという参考資料もつけております。その中で、すべて事業者負担ということではなしに、市も支援をしていくということで、議会議決前提ですけど1億円の支援をしていきますというもので公募したわけなんですけど、それはまた違った形での支援というふうに考えております。直接この基金条例から民間に営利事業の民間事業者に充てるということは、この条例にはなじまないというふうに考えております。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 民間の施設改修へ充てることは馴染まないというのが最後のご答弁だったんですが、それではこれは第何条の規定の部分のどういった部分で、やっぱり例えば民間事業者への補助事業に充てることができないのかっていう部分をご答弁いただきたいのと、あと君田トエンティワンとの官民一体の連携で協力してたという部分でご答弁いただいたんですけど、君田トエンティワンが主体ということなんですけど、もし仮に今後指定管理で運営されてたんで、指定管理者が変わったらもうこの基金自体の存在意義がなくなったってことなんですけど、最初のご答弁でいうと、そのあたりちょっとご説明いただければと思います。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 民間事業者に支援する場合に、この基金条例がどこに該当するかというところをですけど、それはこの基金条例にはないというふうに理解しております。君田トエンティワンは指定管理者制度で運営をしていましたけど、それは設置管理条例もあり、その中で指定管理を行わせるというところで維持管理の修繕っていうのを当然、指定管理者制度のもとで行政が行ってきたという中で、これが例えば、君田トエンティワンから指定管理者制度にのっとって民間事業者が位置づいた場合、それは対応は可能だろうと考えております。ただ、今回募集したのは指定管理者制度ではございません。民間の知見を生かして、民間の裁量で運営をしていただくという公募でございますので、この指定管理者制度というものではございません。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 最後のご答弁の部分はもちろん理解します。今回は民間事業者への無償対応という部分は理解するんで、指定管理制度ではないという部分でご答弁いただいたんですが、指定管理制度のもとで官民連携でのご答弁があったんで、指定管理者が変わった場合はどうなのかという質問をさせていただいたんですが、そのことについてはもうわかりました。民間事業者の施設ができる条文がない、根拠がないと思うんですけど、逆にできないってのはどういった部分でできないんですか。それは条例の中身上、難しいってことなんですか。

○弓掛委員長 小山観光振興係長。

○小山観光振興係長 基金条例の方には、第一条のほうに、施設機能の維持向上と適正な維持管理、維持、適正な管理運営の財源に充てるためというふうに書かれておりまして、市が直接行う工事でありますとか、修繕を行ってきた事業費に対して、基金の目的、条例の目的に照らして、基金を充当してきた経緯がございます。このことから、民間事業所等へのですね、補助というものにつきましては、基金から直接充当することは、条例において想定してないというふうにとらえております。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 民間事業者で運営はするけども、建物自体は三次市のものでしょう。無償で貸しとるだけだから、それがもう更新するとか改修するとかいうことには使えるんじゃないですか。使えないんですか。三次市のものを直すわけですから、あれかもう、そういう回収はもう民間任せにして、勝手にやってくださいことにはならないと思うんですが、どうなんですか。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 まず公募の要件として、次の事業者を募集するに当たりまして、施設の維持管理修繕更新、その経費は事業者負担とするという要件を付して、公募をしております。ですから、これは今の基金条例でいうと、市が直接工事をしていくというための財源に充てるということなので、そこには当てはまらなくなるということでございます。

○弓掛委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 大きな改修をしなきゃならなくなることは当然起こってくると思うんで、その時も民間任せでやってもらうんですか。契約10年間の内でそれだけの収益が出て改修ができるのかなということになれば、市がどうしても面倒見なきゃならんというふうに思うんですよ。そのための基金として残しておく必要があるんじゃないかというふうに思うんですがいかがでしょうか。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 今後10年間で想定される改修費と、必要な改修費という見込みではございますが、10年間で4億5,000万円あまりは回収が必要ですよという条件というか、資料をつけております。応募された事業者は、その経費も含めて経営の判断をされて、今回応募されて決定をされたということで、市がその10年間の間に改修経費を出すということは想定をしておりません。

○弓掛委員長 他にございませんか。

新田委員。

○新田委員

でも市は1億円出すんですよね。これは何の条件もつかないということになるんですか。補修改修のための経費。いや、そっちで払ったお金で好きなように充当してください。この1億円の、市が出さんとする

民間業者への補助金と云えばいいのか、寄付金と云えばいいのかよくわかりませんが、これの使途は、あるいは使用目的は何か条件がついていますかっていうのが1つ。さらに民間業者に出すためには、その事業の公益性公共性が判断材料だというふうに午前中の、いや午後か、清算人の方が言われました。この1億円出すという、民間企業に1億円出すという公共性公益性はどう判断されて決められたんですか。この民間業者が公益性公共性に合致すると判断された中身、基準を教えてください。さらにそうであるならば、建物自体、君田温泉があそこにあると、どの業者が扱おうと温泉施設がそこにあること自体が、公共性を有していると、公益性も、地域との関連もあると。だから、この基金条例には君田トエンティワンと一緒によく頑張ったから出そうとは書いてない。君田温泉施設が適正な機能の維持向上管理運営の財源に充てると書いてあるならば、いわゆるハードの建物施設に、ある以上補助しますよというので残すことはできませんか。

○弓掛委員長 小山観光振興係長。

○小山観光振興係長 プロポーザルの募集要項の方にですね、この補助金、もちろん市議会の議決をもってというふうには書かせていただいているんですけども、当然のことですけども、貸与する建物ですね、附属設備でありますとか、備品、温泉施設を含む改修経費、こちらの方は更新でありますとか、修繕、また新規設備も含めてですね、補助金の対象経費としたいというふうなことを記しております。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 公募のところにもなりますけど、公募の募集要項にもこれまで君田トエンティワンが果たしてきた役割というのも明記をさせていただいております。やはり本市の主要な観光施設、地域活性化、また地域振興に必要な施設であるという、そういったこれまでの経過と、そして温泉事業、宿泊事業、飲食、コテージ、そういったものも引き続いてやってくださいということも要件にしております。これまで三セクの君田トエンティワンが経営されてきた内容も引き続いてやってくださいという、そういったところでは、公共性公益性があるというふうに思っております。基金は先ほども申し上げておりますけど、これはこの財源とするっていうのは、行政が直接工事をしていく、その財源に充てるということでございます。民間事業者に直接この基金条例から充てるということは想定をしておりません。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 直接でないと駄目よっていうのは、どこで読み取ればいいんでしょうか。さらに言えば、公募条件で出された1億円は議会の承認を得て公共性がある事業として認めるので、先ほど改修とか備品なんかについて使ってもらっていいですよこうなってるんですよ。だからそれは、適正な運営管理の財源と同趣旨ではないのかなと思うんですが、それでも基金は駄目なんですかね。市が直接やる分でないとおせんよってどこに書いてあるかってのを。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 前提として市の公共施設で、市が工事を直接行っていくという、その財源に充てる

ということなのですが、これが民間が行うために、その財源、民間事業者が工事をするとか、民間事業者に対してここから補助をするとかいうところは、この条文では適用はしないというふうにとらえております。

○弓掛委員長 新田委員。

○新田委員 そう言われれば、でも1億円補助するんでしょ。公共性があるから。一般財源からですかね。その整合性がどうもなかなか納得できない。地元の方の請願にあったのは、先ほど言われた君田温泉の果たしてきた役割ですよね。地域活性化のためや地域振興のため、そういった役割を引き継いでもらうんだっていう中にあっては公共性が維持できるから1億円出すでしょ。だったら、ここから出したらいいいじゃないかということを言って終わります。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。

重信副委員長。

○重信副委員長 1点質問します。現在、建物が存在している以上、この条例を出してきた自体にちょっと不信を感じるのですね、やはり、先ほど伊藤委員、新田委員が言われたように、これ官民一体で積み立てた1億円なにがして、市はこれは公共性があるということで1億円、一般財源から出すということで、これはやっぱり修繕整備として修理のために残しておくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 先ほど申しましたように、この基金条例というのは、施設機能の維持向上と適正な運営管理の財源に充てるということで、行政が直接工事を行っていくその財源となるものでございます。今回公募をした条件の中に、その施設にかかる維持修繕更新その経費は事業者の負担ですということを明記をして、これで応募があり、決定をしたわけなんです。ですからこの基金条例というのは、もうこのふれあい施設の基金条例というのは、設置する目的が失われたということになります。民間事業者において、その修繕はされるということなので、この基金条例というのは適さなくなったということで廃止をさせていただくものでございます。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。

増田委員。

○増田委員 ちょっとまた再度聞くようになるんですけど、今かねがねちょっと補助金として出せないってこの基金条例の中でおっしゃってる部分ってのは、この管理運営上の財源に充てるためってところの管理運営というところが引かかるという意味なんですか、それは。管理運営ってというのは広い意味で補助金を出すっていう部分ととれるんか民間事業者へ、そうじゃなくてこれ行政財産としての管理運営という部分なんで、民間事業者への補助金としてこの基金条例から、この条文のままの文言のままでは充当できないという意味でとらえていいか、その辺りちょっと補足で説明をお願いしたい。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 確かに今、増田委員が言われましたように、現在行政財産でございます。行政財産のもとで指定管理者制度を行っているということで、この財源というところで適正な施設機能の維持向上、適正な管理運営の財源というふうに明記をしてあるわけでございます。今度次期運営事業者は、修繕は事業者負担になりますけど、民間がそれを無償貸与、この後議案がありますけど、行政財産から普通財産に移管をしていくというところで、当然行政財産でなくなるわけですから、これも、この基金条例についても目的を失っていくということにはなりません。

○弓掛委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 行政財産が普通財産にして、結局解散の清算に充てるということでしょう。結果的には、そうなるならこれはこのまま置いとって、その都度いるときに行政財産を普通財産に戻して、そこに活用することはできないんですか。非常に疑問を感じるんですが。

○弓掛委員長 小山観光振興係長。

○小山観光振興係長 先ほどう、基金条例の話をさせていただいておりますけれども、基本的には、これまで行政がですね、直してきたものについて充当してきております。この条例のそのまま読みますと、財源に充てるということになっておりますので、工事等について充当してきたというような状況でございます。今後、次の貸付事業者の方を決定させていただきましたので、そちらの方が引き続き管理を行うということになりますと、管理運営につきましても、修繕等につきましても、事業者が行うという整理でございますので、行政の方がですね、直接その施設を管理運営上、改修する必要がなくなったということをご説明申し上げます。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。

新家委員。

○新家委員 今議論しておる議案第 38 号は、健康ふれあい施設の管理運営基金条例を廃止するという条例廃止の議案なんですよね。今いろいろ質疑が出ておりますけども、その新しい事業者の関係とかね、いろんなことを今議論してややこしくなってるんですけども、要はこの基金条例を廃止することによって、その基金を一般財源に入れて、君田トエンティワンの清算をスムーズにやりたいということなんでしょう。そうじゃないんですか。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 新家委員のおっしゃる通りでございます。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。ないようでしたら以上で議案第 38 号の審査を終わります。

次に、議案第 43 号「三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 議案第 43 号「三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）」

について、ご説明申し上げます。

本案は、君田健康ふれあい施設他2施設を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例、三次市自然資源地域農産物等活用型交流促進施設設置及び管理条例、三次市林業総合センター設置及び管理条例を廃止しようとするものです。内容は、君田健康ふれあい施設等の貸付に係る公募型プロポーザル選考審査委員会を経て運営事業者を選定したことに伴い、今後、選定事業者に貸し付けるに当たり、同施設を普通財産に変更するため、関係条例を廃止しようとするものです。対象となる施設は、健康ふれあい施設として君田温泉、自然資源地域農産物等活用型交流促進施設として、コテージ四季の家5棟、林業総合センターとして「なごみ館」でございます。説明は以上です。ご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願いします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 行政財産が普通財産へつていう部分なんで、建物がどうこう変わるわけじゃないんで、ちょっと質問としてどうかというのもあるんですけど、1点、午前中の話の中で、君田トエンティワンの残置物が残ってるっていう部分だったんですが、その辺り財産の変更なんですけど、そこに当たって、君田トエンティワンの物と市の所有物、このあたり君田トエンティワンの清算人の立場からおっしゃいましたけど、市として正確にそのあたり把握されているのか実態把握されているのか、その残置物について市の所有物なり市の建物の上に載ってるって状態なんでそのあたりどのようにされていく考えなのか、お伺いします。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 残置物は若干あるというのは承知をしておりますが、これにつきましては、次期事業者が、その活用の意向があるかないかそこらも含めて確認をした上で、対処していきたいというふうに考えております。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 次の議案に関係するかもしれないんですけど、この財産の変更をしていく上で、残置物がある状態で、例えば君田トエンティワンに撤去してもらったり譲渡してもいいんかその辺りはちょっとわからないけど、そのあたりの整理をしなくて行政財産から普通財産に持っていくということについては問題がないのか、再度お伺いします。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 その点については問題ないというふうにとらえております。残置物の取り扱い、先ほども言いましたように、次の事業者が有償で受けるかどうかというところもあるかと思います。そういうところも含めて今後、そこの現在の清算人と次期事業者とも含めて考えていくようにしております。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。ないようでしたら以上で議案第 43 号の審査を終わります。

次に、議案第 44 号「財産の無償貸付けについて」審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 議案第 44 号「財産の無償貸付けについて」ご説明申し上げます。

本案は、君田健康ふれあい施設他 2 施設の土地建物を、有限会社ジャパנקリーンサービスに無償貸付することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、市議会の議決を求めようとするものです。無償貸付する財産は、君田健康ふれあい施設、君田林業総合センター、君田自然資源等活用型交流促進施設と、これに関連する土地 19 筆です。貸付目的は、民間事業者の経営知見を活用して効果的な運営により、君田温泉の持続的な発展を図るもので、貸付の相手方は有限会社ジャパנקリーンサービスで、期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日までです。説明は以上です。ご審査の上、ご承認いただきますようよろしくお願いします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

新田委員。

○新田委員 無償にされた理由は、

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 君田トエンティワン解散後、今後の施設の運営形態、これを検討する中で、その要件をいろいろと検討しました。指定管理制度であるとか直営であるとか、貸付、また売却、そういった中で、事業者のメリットとして貸付がよかろうということで貸付を選択をし、有償か無償かといったときに、今後の修繕経費が約 4 億 5,000 万円あまりが見込まれる中で、さらにこれを有償とした場合に、応募者が出てくるだろうかというようなところも勘案をいたしました。そうした中で、広く民間企業の参入をいたしたいという観点も含めて、無償ということを考えて判断して公募をしたものでございます。

○弓掛委員長 他にございませんか。

重信副委員長。

○重信副委員長 貸付期間が令和 6 年 5 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日、10 年間までとなっておりますが、あってはならんことですが、例えば 5 年でいけなくなったというときには、罰則規定等は設けておられるのか、お伺いします。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 罰則規定というのは設けておりませんが、そういう事態になる前にやはり双方の協議が必要だというふうに思いますが、今の罰則というのは設けておりません。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 今回の改正で、行政財産から普通財産から変えて民間に貸し付けます。10 年間貸し付けます。その場合ね、仮にあってはならんとは思いますが、もし君田トエンティワンと同じように、10 年間

の途中で経営不振にもし陥った場合ですね、その時、今度行政からは、今までの君田トエンティワンと同じように役員を出しとるとかいうことじゃないですから、あまり口出しができない。もちろん協議はされても、経営に対する口出しはできないと思うんですよ。そのときにもし駄目になったときに、普通財産の、今この3施設などについては、どのようになるんですか。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 普通財産ということであっても、あくまでも所有が三次市でございますので、その途中で経営が立ちいかなくなったということで、その罰則規定は今のところ設けておりませんが、その後、事業者が撤退をされるということになった場合に、その施設を今後再開していくのか、そこはまた状況で判断をしていくということになるかと思えます。

○弓掛委員長 他にございませんか。

増田委員。

○増田委員 先ほどの質問に関連するんですけど、撤退した場合の罰則規定はないということだったんですが、その辺りやはり大きな施設、無償貸付でありますし、地域の経済やら三次全体観光に非常に大きな影響を及ぼす部分です。その辺り詳細に詰めておく必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺りは詳細に契約書内でしっかり詰めていくのか、1点お伺いしたいと思うんですけど、もう1点は10年間で4億いくらか修繕をしていく、単純に直すだけではなく、機能向上を図っていかんと当然、大きなかなりお客さんが来るような計画になってたもんで、国の補助金やらもちろん市の補助金を使って、早期におそらくリニューアル工事、リフレッシュ工事されていくと思うんですが、そのあたり、先ほどの残置物の話ではないですが似たような話ですし、そこらをした上で、施設改修、機能向上していただいた上で、10年後ってのはもしかしたら、無償貸付が終わった段階で、もしかしたら返ってくるという可能性があるんですけど、事業者さんがやった部分っていうものってのはどのようになるんですか。その辺り建物とどのようになっているのか。また、例えば新しい建物だとかそうした場合の所有権なりはどうするんか、例えば10年後はもう撤去するようになってるんか、そのあたりをお聞かせください。

○弓掛委員長 小山観光振興係長。

○小山観光振興係長 10年後、契約期間が満了して、契約を解除された場合につきましては、建物、その他の工作物をですね、撤去するように、仮契約書の方にはうたっております。また、それにつきましては、両者でお話し合いをさせていただいた上でですね、撤去が必要ないというふうに言う場合は、そのままこの限りではないということにさせていただいているところでございます。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 この辺りもしっかり詰めておかないと、10年後責任なり途中で経営を終わられたときに、責任問題ってあるんで、その辺りしっかり詰めていく必要があるんじゃないかと思うのと、これ根本的に現時点での市の考えとして、事業者方は、そのように思われるかなとは思いますが、これは10年後、も

う土地も含めて今無償貸付ですけど、譲渡してこうという考えで、現時点でいらっしゃるのか、確認の意味でお伺いします。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 その譲渡の考え方っていうのは今、明確には打ち出していませんけど、いずれにしても公共施設の整理統合という視点は持っております。ただ、この民間事業者にすべて渡すというところはですね、もっとちょっとこの温泉については慎重に検討する必要があるかというふうには思っております。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 管理運営に関する事業計画書のちょっと見てみたんですけども、貸付相手方は、有限会社ジャパンクリーンサービス1社になってるんですけども、これ見たら当団体や森の泉と称し、有限会社ジャパンクリーンサービスと、それからウェルネス、日本斎苑ということになってるその3社との関係がありながら1社で契約することになるんですが、どういう関係なのかちょっと詳しく教えてください。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 その3社は、同じ会社のグループでございます。社長はもう同一の社長で、その3社で、森の泉という新たな形態を作っていくということになります。そこが運営をしていく、ですからその3社のそれぞれの強みを持って、1つの別会社をつくられると。そこが運用されるということになります、

○弓掛委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 別会社になるわけですか。団体名は森の泉だけなんですけど、代表はジャパンクリーンサービス。どこが責任持って受けることになるかなという名称。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 ちょっと訂正します。その3社のジャパンクリーンサービスが会社なんですけど、名称は森の泉ということで、そこを運営していくのがジャパンクリーンサービスですけど、それぞれの3社の強みを、そこに結集させていくということです。

○弓掛委員長 小山観光振興係長。

○小山観光振興係長 仮契約の相手先、貸付する先でございますけど、こちらにつきましては、有限会社ジャパンクリーンサービスの方が貸付先となっております。この度のプロポーザルの募集をしていく上でですね、ご提案いただいたのが、この3社が協力して、この施設をですね、運営していくということで、連携先を明記されているというふうにご理解いただければと思います。

○弓掛委員長 他に質疑ございませんか。ちょっと私の方から2点お願いします。1億円程度、今後された場合に市の方から、補助の、もちろん議決持ってですね、考えるということで、その説明の中でですね、

新規の分にもそれを適用する。ちょっと私の理解では、修繕とか、そういうことなんですけども、新規の方にもまた、その1億円使われるようなちょっとニュアンスがあったと思うんで、そこらのご説明を求めたいのと、当然これ議会の議決が要りますんで、不認定の場合だったら、その1億円というのはないわけで、そこはもちろんこの受託者の方がですね、強く認識されているかどうかというのをお聞きしたいのと、それから「いずみ館」でありますとか「なごみ館」、コテージとか、たくさん施設があつて、それぞれ多分、農水省とか、よくわかりませんが、どっか補助金が違うんだろって、名前が違うんですけども、それは既存の君田トエンティワンも、やっぱりこの施設がたくさんあるので、どうしても人件費が削れなかったというのはちょっとお聞きしておるんですけども、そういった意味も含めて、ここは、例えばもうやめるから、廃止しますから一切使えませんとか壊しますとか、そういったことも向こうがされると言ったら、やられてもいいですよということも言われてるのかどうかちょっとお聞きします。

○弓掛委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 1億円の使途といたしましては、施設、建物、設備、そういったところの更新修繕で、新規整備を含むというふうに、これは募集要項でうたっております。その新規整備というのは、今の現状において、ない要素ですね。例えば新たな屋外のサウナ室を作るとかですね、そういった新たな設備投資の部分も対象にしますと、こういう意味合いでございます。この1億円の補助金については、これも募集要項に、三次市議会の議決をもって決定をしますということを明記しております。あと、それぞれの施設、10年間無償貸付ということで、これも募集要項で、その飲食宿泊、温泉事業、これは10年間継続して運営をするということも条件に募集をしておりますので、継続をしていただくというのが前提になります。

○弓掛委員長 ですから、コテージとか全部入ってるという認識ですね。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 そうです。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。ないようでしたら、以上で議案第44号の審査を終わります。

次に、議案第35号「三次工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 議案第35号「三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）」について、ご説明申し上げます。

本案は、三次市工場等設置奨励条例の一部を改正しようとするもので、工場等設置奨励金、固定資産税相当額、これに関して市内で操業している事業者が増設した場合に限り、奨励金制度の適用条件を緩和しようとするものです。現行の工場等設置奨励制度は市内に工場等の新設または増設する場合、1億円以上の設備投資を行い、且つ、新規雇用者が5人以上の条件を満たした場合、各種奨励金が適用となります。

これを市内で操業している事業者が1億円以上の設備投資を行い増設した場合に限り、新規雇用者5人以上の条件を適用しないこととして、雇用維持に改正をしようとするものです。適用条件を緩和することで企業の生産拠点の留置や事業者の計画的、且つ、継続的な設備投資を促進することを目的とするものでございます。その他の奨励制度の変更はございません。説明は以上です。ご審査の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

新家委員。

○新家委員 今回提案される増設に関して、人員増のこと、5人以上のことについては緩和されましたけども、このような予定企業が今あるんでしょうか。

○弓掛委員長 押谷商工観光課長。

○押谷商工観光課長 ございます。大体年間に3件、4件ですね、そういった予定をしておられる企業さんがおられます。

○弓掛委員長 新家委員

○新家委員 この議案が可決して、その新年度から適用される事業者があるのかどうかということをもう1度伺いたいのと、過去にされた方は当然適用外だと思うんですけども、その解釈でよろしいんでしょうか。

○弓掛委員長 押谷商工観光課長。

○押谷商工観光課長 過去に対象になられる事業者さんは、今回はもう対象になりません。この変更後に対象になられる事業者さんはございます。ご相談がっております。1社。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。ないようでしたら、以上で議案第35号の審査を終わります。

産業振興部の皆さん、ありがとうございました。

ここでしばらく休憩いたします。再開は3時10分といたします。

午後3時2分 休憩

午後3時10分 再開

○弓掛委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

次に、議案第37号「三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

加藤建設部長。

○加藤建設部長 それでは議案第37号「三次市公共下水道条例の一部を改正する条例（案）」について、ご説明申し上げます。

本案は、将来にわたり健全かつ持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保することを目的に、適正な使用者負担がなされるよう公共下水道使用料体系を改定するため、三次市公共下水道条例の一部改正

について、市議会の議決を求めようとするものであります。

提案内容の要旨でございますが、市民生活を支える重要な社会基盤である下水道は、将来にわたり健全かつ持続可能な事業運営が求められています。人口減少等による使用料収入の減少や物価高騰に伴う維持管理費の増大など、経営環境が厳しさを増す中、企業としての独立採算を実施していくためには経営努力とともに適正な使用者負担が必要であることから、現行の公共下水道の使用料体系を見直し、令和6年10月使用分から、平均30.5%の引き上げ改定を行おうとするものでございます。

内容についてご説明いたします。改定案でございますが、12月の全員協議会でご説明をしました内容が主な提案内容になります。まず資料を見ていただきたいと思いますんですが、基本使用料は基本水量を現行の8㎥から10㎥とし、上水道料金と合わせることで、使用者にわかりやすい体系としております。また、現行5段階としている超過使用料の累進性を2段階に改定し、使用量体系の簡素化と使用者間での公平性の確保の両立を図るものとしております。改定後の金額でございますが、基本使用料を1,350円(税抜)、1,485円(税込)とし、超過水量は11㎥から100㎥までを、1㎥当たり220円。101㎥以上を1㎥当たり300円としています。この金額は、4事業からなる下水道事業のうち、公共下水道事業の経費回収率100%を目安として、基本使用料のみの小口使用者月20㎥程度の平均的な使用者事業者や公共施設などの大口使用者それぞれの改定率のバランスを総合的に考慮して設定をしております。また、工事等で一時的に下水道を使用する場合の臨時用の金額についても、同程度の改定としております。改定期期につきましては、令和6年10月使用分、請求は12月請求からになりますが、月20㎥使用時の使用料については、税込3,905円となり、現行から913円の増額。改定率は30.5%になります。この改定による影響額は、令和4年度決算値で試算をしますと、1年間で約8,060万円の増額となり、公共下水道事業の経費回収率は77.3%から100.3%となり、下水道事業全体での経費回収率は73.9%となる予定です。参考資料の4ページに、全員協議会でお示しした資料にですね、一部質問と意見いただきました、特環、農集の使用料を追加しております。これすでに12月の全員協議会におきまして、特環、農集はすでに高い水準にあるということを説明しております。例えば3人世帯の場合ですと、特環、農集の税込金額が5,005円となります。公共下水の現行で言いますと3人の場合は、例えば水道がなかった場合、認定水量ということで換算しますので、19㎥、3人の場合はなろうかと思います。そうしますと、2,838円(税込)、2,167円の差が依然としてあるということになります。改定案でいきますと3,663円となり、差が1,342円と差が縮小していくということになります。単身の場合ですけれども、ほぼ基本使用料だと思いますけれども、現行で言いますと2,106円の差が、改定案によりますと1,765円の差となり、事業間の格差が是正されるということになります。なお資料1から4は、12月全員協議会においてお示しした資料でございますが、資料4について、一部数値を変更しておりますので、ご参考をお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 今回 30.5%と非常に大きな金額をお願いするものであり、市民の皆さんにご負担をお願いするものであるんですが、企業会計である以上、一定の部分では、やはり独立採算って必要でありますし、公共下水道でさえ 100%いってなかった、今回 100%にするってのは、一定の部分でやむを得ないかなと思います。今まで安かったんじゃないかというご指摘があるんですが、大変、三次市としてもなかなか汚水処理人口普及率がなかなか低かったのが安価な料金の部分で大きく改善してきた。大きく改善しても、総合計画の令和 4 年度の目標は達成してないんですが、今度そうした中で、第 3 次総合計画に向けて、今、数値、K P I を上げてありますけど、汚水処理普及率が 81.3%から 91.2%と 10 年後大きく上げていくっていう部分なんですけど、この値上げによって 91.2%ってのは達成できるのか。これ、当然やっぱり企業努力もしてかないといけないと思うんで、普及率が上がってくことは多分加入率が上がっていくということだと思うんですが、どうやってこれ 91.2%値上げをしていく中で達成していくのか、その辺りご説明お願いします。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 先ほど普及率についての第 3 次総合計画案でいきますと、91.2、10 年後ということですけども、現在公共下水道につきましては管整備を実施中です。まだまだ終わりの見えない状況ではありますが、普及率は分子はですね、下水道を整備して、いわゆる供用開始になった区域の面積になりますんで、接続をされたかどうか、実際には接続率というところに反映しますんで、普及率は下水道が使えるようになる区域の面積が分子ということで、10 年後にはですね、まだまだ未整備のところかなりありますけども、91.2%ぐらいまでは整備をしていきたいということで考えております。

○弓掛委員長 増田委員。

○増田委員 わかりました。それは普及率の方ですね。普及率という部分で理解しました。併せまして今後、普及率で新たに整備していくということは当然整備したところの加入率を上げていかないと経営改善につながらない。特に民間企業と同じ公営企業会計ですから、当然普及率上げていかないといけないと思いますが、接続率上げていかないとと思いますが、今までね、接続整備されてるところは安価な部分で接続していただいた分あると思うんですが、今回やはり 3 割ぐらい大きくなると、接続率なかなか上がらないと思うんですよ。こうした場合やっぱり接続していただかないと、収入も増えないんで、例えばピオネットとか民間のケーブルテレビ会社でも積極的に、例えばピオネットでも工事料無料とか、そういった事業の取り組みっていうのは、やっぱり民間企業ですからやっぱりこの下水道事業も同じ民間企業会計という部分で、やはり接続率を上げていくために、そういった努力もしていく、ただお願いするだけでは絶対増えませんから、そういう民間企業と同じような、例えば接続補助をするなり、市内、県内の市町もされてますがそういったことをしていく必要があると思うんですけど、その辺りお考えをお伺いします。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 今委員言われましたようにですね、当然ながら、そういったことはですね、今後考えていく必要はあろうかと思います。特に法的に言えばですね、公共下水道については、供用開始3年以内に接続をお願いしますという法的にはあるんですけども、なかなか実態が伴っていないというところもあります。合併前から供用開始をしています特に特環のエリアについては、20年以上供用から経ってる中で、なかなか接続率が伸びてないという状況もありますので、今後整備中の三次の処理区の公共下水道事業含めてですね、そういった普及促進は毎年行っているんですが、なかなかお願いだけでですね、接続していただけないというのは難しい状況もありますので、他市のそういった補助の状況等でもですね、調査研究をしていく中で公営企業としてのいわゆる民間だったらキャンペーンとか期間を設けてですね、補助を出すとかいうようなこともやるんだと思うんですが、そこらについても、行政と言いながら公営企業の立場としてですね、今後検討していく必要があろうかというふうには考えております。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

新家委員。

○新家委員 今回、公共下水の使用料、30. いくら値上げになりますけども、大幅値上げになったやっぱり最大の原因といいますかね、平成16年の合併から1度も料金見直しをしておらないんですよ。先にやった上水道もそうですけども、いわゆるこれは、過去の行政のやり方の1つの失敗例と言えば失敗例に相当するんじゃないかと思うんです。適当な時期に小幅でも少しずつ上げてきておればね、今回こんなに1度に30%を超えるような大幅な値上げには繋がらなかったと思うんですけども、いずれにしても今回の値上げを踏まえて、将来どのようにするかということが1つと、また今回の値上げで、年間8,060万円の効果予測をしておられますが、実際にこれがすべて効いてくるのは令和7年度からですね。その時に一般会計からの基準外繰出し、令和4年度の決算で4億円基準外繰出をして赤字補填をしておりますけども、これが、この効果額であられた8,000万円程度縮小するのか、もっと大きく縮小するのか。その辺の見通しについて伺いたいのと、それから経営改善の一環として、特環とか農集の統廃合を考えるとというのがありましたよね。これは今回の公共の料金引き上げに際して、農集とか特環の統廃合については、現時点でどのようなことを、いつまでのインターバルで考えておられるのか、お伺いいたします。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 まず合併以降、初めての改定案ということでございますが、合併以降20年というところの中でですね、その間いろいろとそういった検討というのはですね、してきたというふうに思います。決して何もしないで改定ができてないということではなかったろうと思いますし、当時は特別会計の中で事業を進めておりましたが、令和元年度からですね、三次市の場合で言えば4事業同時にですね、公益を会計にしたというところの中で、経営状況が一目でわかりやすく見えるようになったと、見える化できたというところの中で、このままでは経営状況が悪化するばかりで何とかしないといけないというところの中で、使用料検討委員会を2か年にかけて開催させていただき、その中でいろいろと委員の皆様の

意見をいただく中で今回に至ったというところでございます。あと4年度決算数値で約8,000万円の使用料アップということですが、単純には4億から8,000万円程度が落ちるというふうには、思いますが、それ以上になるかどうかということについては、あくまでも汚水処理にかかる経費が今後どうなるかというのも、まだ難しいところもありますので電気料の関係は大分落ちてきたと思うんですが、そういったのが現状の数値で維持管理、汚水処理費がいけばですね、それ以上の可能性もあるかと思いますが、ちょっとそこら辺については難しいともありますので、料金が上がる分についての差は一般会計からの補助金は減るだろうというふうには考えております。

○弓掛委員長 近藤建設係長。

○近藤建設係長 施設の統廃合のことなんですが、公共特環の施設は7施設、農業集落排水施設は13施設でございます。公共特環の施設につきましては、三良坂処理区の三良坂水質管理センターと灰塚の水質管理センターを統廃合ができないかという基本計画を令和4年度に策定し、統廃合に向けて検討を行っております。安田処理区と吉舎処理区の統廃合についても、これも令和4年度に計画をしたんですが、施設等と接合、管を増すということでの検討を行った結果、やはり残していくっていう方が有利にはなるんですが、施設をこのまま維持していくのがいいのか。再度個別処理への転換というところも汚水処理では考えられますので、こういった検討を令和6年度で行いたいというふうに考えております。また、農業集落排水施設につきましては、令和6年度で基本計画の策定に着手する予定にしております。また、灰塚の水質管理センターから三良坂の水質管理センターへの流入につきましては、令和6年度で実施設計を行って、実際に接続ができる実施設計まで考えていきたいというふうに思っております。

○弓掛委員長 新家委員。

○新家委員 今の特環と農集の統廃合によって経費削減をしておこうという、その思いがあると思うんですが、現時点でこれからの設計をやっていく過程も踏まえて、最終的な農集と特環の統廃合が済んだ時点で、どれくらい経費削減が望めるのか、現時点での見込みについてお伺いしたいのと、下水道使用料検討委員会の報告書見させていただきますと、令和5年度から17年度までに公共を見直すというのがありましたよね。で、令和5年度は上水も上がったんでタイミング的にはそれは不可能だったんですが、令和5年度が1年遅れて令和6年度の後半から適用されるということになって、検討委員会の答申では、下水道整備が完結する令和17年度までに5回程度の値上げをして、すべての料金体系を統一する公共、特環、農集、これらをすべて統合するというのが当初の計画案にあったと思うんですが、その考え方には変わりはないのか。最終的に17年度を目途にすべての、すべてじゃないですね特配を除いて、公共、特環、農集の料金体系をそろえると。検討委員会では5,280円でしたか。そこまでに持ってそろえるというのがありましたけども、今回はその第1ステップとして行われて、なおかつこれから何回かに分けて、一番低い公共を上げていって、最終的にはその3つをそろえていくと。そういう考え方には変わりはないんでしょうか。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 検討委員会の試算はですね、当時の令和2年、3年度の2か年でやったんですけど、公共下水道の整備が完了するであろうという17年度を1つの目安としてですね、その間の中で、本来1回、2回でいけばですね、かなりの値上げ率になるというところで、いろいろ試算する結果の中で5回は必要だろうと。その経費回収率を4事業の下水道事業全体で経費回収率100%にするために、値上げ幅でいけば5回ぐらいが妥当だろうという中で、それが令和17年度までの期間を考えてきた場合に5回するとすれば3年置きになるという意味で示させていただいたんですけども、基本的な考え方は、今回第一段階というふうに考えておりますけども、今後の経営状況を見ながらですね、次のステップが何年後に、3年後にするとかというようなことは、まだ決定してることではございませんが、いずれにしても複数回で段階的に最終的には市内統一、使用料体系も含めてですね、まだ人数制でやってる集落排水とか特環とかありますんで、そこらも含めて、従量制いわゆる水道の使用量によつての算定、最終的にはここを統一することとしない事業間合わせた統一料金が統一するということところが、とりあえず目標としてるところで、そこを今17年度とするかということについては、整備が17年度に終わるかどうかということもありますんで、そこは状況見ながら考えていきたいというふうには思ってます。

○弓掛委員長 秀吉下水道課長。

○秀吉下水道課長 農集の統廃合につきましてはですね、まだ設計もまだ基本計画が来年ということもございまして、まだ効果額等の算定というところにまだ至っておりません。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。ないようでしたら、以上で議案第37号の審査を終わります。ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(下水道課退出、土木課入室)

○弓掛委員長 次に、議案第26号「三次市道路占有料徴収条例の一部を改正する条例(案)」の審査を行います。提案理由の説明を求めます。

加藤建設部長。

○加藤建設部長 それでは議案第36号「三次市道路占有料徴収条例の一部を改正する条例(案)」について、ご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、関係条例である三次市道路占有料徴収条例の一部を改正しようとするものです。国は固定資産税評価額の評価替等を踏まえ、占有料の額を見直しされたことに伴い、本市も政令を参考に見直しをするものです。その内容は、道路法施行令の一部を改正する政令を参考として、条例第2条の別表の道路占有料金表を改めるものです。また、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令に伴い、道路法施行令第7条第3号及び第14号に掲げる施設と道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令に伴い、道路法第32条第1項第3号に掲げる施設を条例第2条の別表にそれぞれ追加しようとするものです。

以上でご説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 今回料金の改定という部分もあるんですが、電柱とかを市道に設置していくっていうものだと思うんですが、割と狭いところとかそういったところに電柱立てていくっていう部分があるんで、そういったときに逆に市道の敷地に電柱を建てさしてもらおう。そうした中でカーブミラーとか、これちょっと違うかもしれないけど防犯灯とか街灯とかつける可能性あるんですが、そういった部分っていうのは設置許可をするにあたって、業者さんにそういった部分の協力についてお願いをされてるのか、そういったことを条件に許可されてるのか、なかなかつけさせてもらえないとかいうご意見もお伺いすることもあるんでそのあたり、許可を道路占用するにあたってその辺のお話っていうのはどのようになっているのか1点ほどお聞かせください。

○弓掛委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 道路の占用許可については、そういったような条件は付してはおりません。道路の占用物、特に電柱とかにカーブミラーとか設置する場合には、個別に占用されとる中電やN T Tに個別に協議をさせていただいて設置をさせていただいておるところです。場所によっては道路からの高さが4.5mを満たしていないというようなところについては、条件を今度占有者の方から出される場合もありますので、そういった点から、全部すんなりどこにでも付けれるということではないということが発生しておる状況です。

○弓掛委員長 今のつけることはできないですか。条件をつけることはできないですか。法的に無理なんですか。

○弓掛委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 できないことはないかもわからんですけども、そういったことを想定してからいうことはほばないので、そういったことがある場合には、条件を付すということも検討していこうというふうに考えております。

○弓掛委員長 検討していただければと思います。他に質疑ございませんか。

新家委員。

○新家委員 今年の4月1日施行となっておるんですけども、この占用料金表の見直しによって占用使用料といいますかね、料金がいくらぐらいアップになるのか教えてください。

○弓掛委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 令和5年度の実績を参考にですね、改定による占用料はどうかということなんですけども、160万円ぐらい増加する予定です。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。ないようでしたら、以上で議案第36号の審査を終わります。

次に、議案第 42 号「市道路線の認定、廃止及び変更について」審査を行います。提案理由の説明を求めます。

加藤建設部長。

○加藤建設部長 続きまして、議案第 42 号「市道路線の認定、廃止及び変更について」をご説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道、東酒屋藤根原線ほか 5 路線の認定及び市道板谷線ほか 4 路線の起終点の変更、市道酒河 151 号線ほか 1 路線を廃止することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。次ページ以降の位置図も併せてご覧いただきたいと思いますが、今回関連事業ごとにですね、説明をさせていただきたいと思います。

まず、三次消防署新庁舎整備関連としまして、市道酒河 160 号線の新規認定は、新たに南側に整備する道路、赤色で示しておりますけど、を市道として認定するものです。なお、起終点については、議案に記載の通りでございます。延長、幅員については、資料に記載をしておりますので、以降についても説明は省略をさせていただきたいと思います。

次に、広島県施行河川整備関連としまして、市道八次 228 号線の新規認定は、広島県が施工する 1 級河川、大谷川河川整備事業に伴い、生活道として利用されている道路及び河川事業の関連として、県が整備する道路を市道として認定するものです。

次に、広域農林道関連としまして、市道東酒屋藤根原線の新規認定は、広島県が整備した備北南部地区広域営農団地農道が完成し、市に譲与されたことから、新たに 1 級市道として認定をするものです。これに伴い一部重複する部分について青色で示しておりますけども、酒河 38 号線は終点の変更、市道酒河 26 号線及び市道春木線は起点を変更、また、市道酒河 151 号線は廃止をするものです。

次に、市道板屋線は終点の変更で、広域農道で整備された板屋線の大仙トンネルを市堺まで延長するものです。トンネルの全延長 155m のうち三次市分については 41m で、残りは府中市分となります。

次に、市道上布野香淀線の新規認定は、幹線林道比和新庄線、布野、作木区間を新たに 2 級市道として認定をするものです。これに伴い、接続をする市道下作木 194 号線は、現在林道滝の上線ですけども、これが生活道としての利用が見込まれることから、あわせて市道として認定をするものです。

次に、市道作木大和線の新規認定は、広域林道である作木大和線は生活道として利用されていることから、新たに 2 級市道として認定をするものです。

最後に、林道事業整備関連としまして市道二本谷線は終点の変更で、市道櫃田 102 号線は廃止をするものです。この路線は観光造林の搬出に伴い、山林部の区間において林道としての整備を行う必要があるためによるものです。以上でご説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

○弓掛委員長 質疑を願います。

伊藤委員。

○伊藤委員 昨日現地ちょっと見させてもらったんですけども、現地が市道の認定に該当しない要素いうのがあるんですが、前にもちょっと聞いたことあるんですが、市道認定っていうのは先に認定をすることができるのか、できるからしておられるんだと思うんでその理由、例えば民間だったら許可取ってないといけないのがあるんですが、先に市道認定ができる理由をちょっと聞かせてください。

○弓掛委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 市道今回の酒屋 165 線等についてはですね、まだ市道の道路改良の前の状況でありますけれども、市道を起点、終点認定をしていただいて工事を進めることによって、財源的に有利な起債等を使って改良していくというようなことから、先に市道として認定をして工事を進めると、その後区域の決定、供用開始の告示というようなことで進めるということも一般的に可能でございまして、今回はそういったことで、最近市道認定をさせていただいておることでございます。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。

増田委員。

○増田委員 後の方の農林道の市道認定なんですけど、この市道認定の必要性、どうして市道認定する必要があるのかという 1 点目と、もともとある林道等である道ですが、これなぜ今市道認定することになったのかその辺りちょっとご説明お願いします。

○弓掛委員長 行政土木課長。

○行政土木課長 県営の農林道については、事業着手する前に、事業が完成した後には市の方に譲与されるということがことを契約で交わした後にですね、事業着手というような状況です。今回提案させていただいております路線については、いずれも事業完了したことによって、所管する今農政課の方でございすけども、農政課の方に譲与されておるようなところでございます。その譲与を受けた路線については、当然三次市が農道、林道として管理をしておるんですが、これらについては状況が集落を跨っておったり幹線的な路線でありますので、地元の負担とかを伴うようなことでなくて、市道として管理することが望ましいという観点から、市道として認定をさせていただくように考えておるところでございます。

○弓掛委員長 加藤建設部長。

○加藤建設部長 少し補足をさせていただきますと、農道と林道、ちょっと性質が若干違ってまして、林道の場合は、県の方からも言われてるんですけど、道路が完成して、三次市が受けます完成してから 8 年以降に市道にするのであれば、そういった適化法の意味合いもあるんだと思うんですけど、そういったことで 8 年を超えたものを認定をするようにしております。一方、農道につきましては制度上、目的が変わらなないと、道路としての目的仕様がかわらないということで適化法には触れず、完成から翌年度には市の判断でですね、市道に認定をするということは可能でございますので、この南部道路については令和 5 年度の繰越で完成を東根原までしてしますので、この度速やかに上げさせていただいたということでございます。

ます。

○弓掛委員長 他に質疑はございませんか。ないようでしたら、以上で議案第 42 号の審査を終わります。
建設部の皆様、ありがとうございました。

ここでしばらく休憩したいと思います。再開は、16 時 10 分とします。

午後 3 時 50 分 休憩

午後 4 時 10 分 再開

○弓掛委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

それでは、委員会審査報告書に沿って討論採決を行います。

これより、請願第 1 号「三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求めることについて」の討論を行います。討論願います。

新家委員。

○新家委員 請願第 1 号三次市健康ふれあい施設管理運営基金を株式会社君田トエンティワンの負債返済等に使用しないことを求める請願書に対し、反対の立場で討論いたします。

本日午前中に、請願者の請願の趣旨や請願事項、またその他等についていろいろご説明をいただき、その趣旨については十分に理解できるところも多々あるんですけども、私が最も心配しておった中で、今回のこの請願を受けることによって、再開の問題がどのように関連してくるのか。また、執行部が提案しておる、この基金条例廃止の案が、法的な問題に触れるのか、またそれによって清算時期がどのようになるのか、その辺を極めて心配しておったんですけども、今回招聘した清算人などの説明によると、議会の決議によって、今回の執行部提案の基金条例廃止案が可決されれば法的な問題も一切残らないし、そのような説明をいただき、再開もスムーズにいくのではないかと理解をしたところでございます。ただ請願者が今回説明された、株式会社君田トエンティワンの経営に関わる諸問題等について、多くの市民の皆さんや町民の皆さんからも、過去いろいろ指摘もいただいたという声も聞いておりますが、株式会社君田トエンティワンの経営に対して、必ずしも十分であったかということに対しては、私も否定的な立場をとっております。ただ、最も市民、町民が願っておられるのは、一刻も早い君田温泉の再開ではなかろうかなと。そのように理解をしております。従って、今回この基金条例を廃止して、市が提案しております基金残を、株式会社君田トエンティワンの返済の一部に充当し、なおかつ、株主への還元をすることによって清算がスムーズに行き、1 日も早い君田温泉の再開を含む施設の再利用ができるんじゃないかなろうか。そういったことから、今回の請願の、この基金の廃止をやめるといふ、基金の廃止に反対するという請願内容については反対をしたいと思います。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。

新田委員。

○新田委員 私はこの請願に賛成の立場で討論を行います。

午前中の中の話の中で確かに君田温泉のこれまでの様々な経営上の課題であるとか、取締役会や臨時総会等の課題について述べられて参りました。ところがまだまだ我々がしっかり検証しなければならない課題もたくさんあるように感じていますが、私最後に確認した通り、この請願書の願意は、君田の宝である君田温泉をこれから先も、君田町民、あるいは町の活性化、振興のために大事にしていきたい。そのため、業者にAからBに変わったとしても、町民の皆さんはしっかりこれからも支えていくぞという意味で、基金の存続を願っておられるものととらえます。清算等に当たっての法的な課題や、いろんな手続き、あるいは工夫について、私はまだまだ議論の余地はあるのではないかと思います。まずは君田町民の皆さんが、大事な宝である君田温泉、今後もしっかり支え守っていくという願意に、大いに賛同し、賛成したいと思います。以上です。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ただいま採決の結果、可否同数でございますので、委員会条例第15条の規定により、委員長において、本件に対する可否を採決いたします。本件について、委員長は採択に反対といたします。よって、本請願は採択しないことといたします。

なお、この請願の審査結果に至った理由、委員長報告に付すべき意見は、先ほどの質疑、討論を中心にまとめることを、正副委員長に一任していただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議案第38号「三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例(案)」について討論を行います。討論願います。

新田委員。

○新田委員 三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例に対して、反対の立場で討論を行います。

述べました理由は、先ほど請願書に対して申したことで全く同趣旨でございます。ただし、基金条例を廃止して、一刻も早い清算に当たっていくということについては、先ほど申した通り、まだまだ議論の余地はあるのではないかと。清算部分だけを一部処分というのも考えている。考えるべき1つの方法ではないかと。そういうことについて、基金にいくらかの金額を残し、今後も君田町の宝である君田温泉の維持管理運営に付するものになってもよいのではないかと思います。基金条例の廃止に対しての反対討論といたします。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。

新家委員。

○新家委員 私は先ほどの関連で、議案第 38 号基金条例の廃止に関する案には、賛成の立場で討論に参加しますが、先ほど申し上げましたようにこの基金を廃止して、基金の残高を一般財源として使わないと、今回の清算の状況には寄与しないということでありますから、まず基金を廃止することに対しては賛成をしたいと思いますし、一部残して今後の君田温泉の運営に対して寄与させたらどうかという反対理由に対しては、基金の残として残して、1 民間企業の運営する新しい温泉事業に対して、その基金から支援をするということは事実上無理であろうと判断いたしますので、今回の執行部提案の議案については、賛成をしたいと思います。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 議案第 38 号三次市ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例案に反対の立場で討論いたします。

もともとの基金というのは君田村時代から引き継がれてきたものであり、今までの君田温泉の施設管理等に使用されてきたものであるというふうに思います。今回、平成 16 年に引き継いだときに 2 億 8,900 万円あったものが、残りあと 1 億 5,100 万円まで来ておるし、そのもともとのものというのは君田村から引き継いでおるものが圧倒的ではないかというふうに思うし、これは君田村というより君田温泉施設の中で使われるべきお金であるというふうに私は思います。そういう立場から、この基金条例を廃止することに反対をいたします。

○弓掛委員長 他に討論はございませんか。

増田委員。

○増田委員 議案の三次市健康ふれあい基金施設管理運営基金条例の廃止について賛成の立場で討論させていただきます。

基金を残して今後の施設整備に当たっていきたいという思いについては賛同するものではありませんが、現実的な部分として、一連の流れの中で条例についてこの存在っていうのがなかなか実効的に条例として基金として機能していけないということが一連の流れで考える部分で、これは今後の運営の中でしっかりと事業者については支援をしていく、温泉についてはしっかり残していくという部分で、これは別段考える部分であり、この基金条例の廃止についてはやむを得ない部分と考えまして賛成といたします。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。

重信副委員長。

○重信副委員長 私は、議案第 38 号三次市健康ふれあい施設管理運営基金条例を廃止する条例（案）に対して、反対の立場で討論に参加いたします。

先般の先ほどの説明から、部長の方も答弁ありましたように、この基金を、条例を廃止して、一般財源に戻す不自然な条例と認識しております。また、現在も建物が存在する以上、市民と過去の官民で積立てた基金を、一般財源にすることは、到底許されるものではないと思いますし、反対の立場で討論いたしました。以上です。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 38 号を採決いたします。本案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○弓掛委員長 ただいまの採決の結果、可否同数でございますので、委員会条例第 15 条の規定により、委員長において本件に対する可否を採決します。本件について委員長は賛成といたします。本案は原案通り可決すべきものといたします。

次に、議案第 43 号「三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）」の討論を行います。討論願います。

新田委員。

○新田委員 三次市健康ふれあい施設設置及び管理条例等を廃止する条例（案）に、反対の立場で討論を行います。

基金を残すべきだという立場の中から設置っていうのはあるんですが、それよりも、この管理条例廃止の条例案は、本議会追加議案として出されました。君田温泉の解散総会が開かれたのが 8 月、9 月の議会においてはそれが報告され、補正予算として君田温泉改修等が可決され、再開へ向けてどう取り組んでいくかといったようなことが議論をされたと思います。その後、新業者の選定のためのプロポーザル開催。その場において、12 月議会前にプロポーザル募集にあたっての、施設管理等についての条件や、あるいは補助金等のことが示されましたが、議会において、そのことをしっかり審議したというのは、この議案がこの場に出てきてということになるかと思います。すでに、公募された業者が決まり、その業者説明の中には、先ほど言った 1 億円を上限としての補助金であるとか、無償貸与であるとかいったことが示されておりますが、1 億円については、補助金額は三次市議会の議決をもって決定しますが、と全員協議会の資料には示されておりますが、その他については必要となる経費の一部を交付する予定です。貸与は無償としますという文言が続きます。議案として論議する順番が違っていると思います。すでに決まったことがこれだけ積み上げられて、それにどうでしょうかという問うこと自体がおかしい。12 月議会もあります。その順番、論議すべき順番が違うんじゃないかと。すでにここまで業者プロポーザルを公開して、予定ではこうですが予定ではこうですがと言って手を挙げられた状況がある中で、今更審議はないだろうと。そういう立場で反対します。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより、議案第 43 号を採決いたします。討論がありましたので、本案に賛成の方の挙手を求めます。

ただいまの採決の結果、可否同数でございますので、委員会条例第 15 条の規定により、委員長において本件に対する可否を採決します。本件について、委員長は賛成といたします。本件は原案通り可決すべきものといたします。

次に、議案第 44 号「財産の無償貸付について」討論を行います。討論願います。

新田委員。

○新田委員 無償貸付に関わる案について、反対の立場で討論に賛成します。

理由は先ほど 43 号で、時期が違う理由です。君田温泉の、本日 1 日かけた論議となりましたが、経営についての様々な課題が生じていたのは、もう 6 年も前、そして、6 年間の間の部分も、なかなか取締役会や総会議決等の経過もなかなか全容が明らかにならないとまだまだ疑問が残る部分もあるといったような状況の中で、市としてこの課題に取り組むべき時期は、もっともっと前だったと。再開が遅れるといったようなことがいくらか論議をされましたけど、ならなおさら、6 年間も、何千万円という赤字が続く中で、あるいは様々な声を聞いたという方もいらっしゃいましたがそういう中での君田温泉の継続についての論議がなぜ巻き起こらなかったのか。そしてそれを 1 年の間で 2 回も定時総会臨時総会を開く中で、半年ぐらいの間にこうやって議案をすでにプロポーザルにおいて無償貸付という条件を決めて、応募し決まった後で、無償貸付の議案が議案として出てくる自体がやっぱりいけないと思いますという理由で、反対の立場です。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。

増田委員。

○増田委員 議案 44 号について賛成の立場で討論させていただきます。

かねがねご指摘がありました朝から様々ご指摘があつていろいろな課題っていうのはあるのは十分認識しております。その上で、次の事業者の再開、民間事業者への無償貸与で行われるというのはかねがねご説明はありましたし、そうした中で事業者が選定され、続いて 5 月 1 日から無償譲渡により 8 月 1 日から再開していくという流れが出てくる中で、やはりこれは君田町民のみならず、三次市全体の観光に資することであり、これを遅らせるということはやはりそれは難しいと考えます。そうした部分で、早期再開を進めていく中で今回、この議案第 44 号については賛成していくってことが必要でありまして、賛成の討論とさせていただきます。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。

重信副委員長。

○重信副委員長 議案第 44 号財産の無償貸付について、反対の立場で討論に参加いたします。

説明があつたように、罰則規定も設けられないまま、営業再開を反対するものはございませんが、まだ

まだきちっとしたことを議論しながら、この無償貸付についても、まだまだ議論を深まっていないことを理由に、反対の立場で討論に参加いたしました。以上です。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。

新家委員。

○新家委員 今、いろいろ議論しておる内容については、請願 1 号も含め、議案第 38 号以下、関連するといえはする議案なんですけども、今回、財産の無償貸与については設置管理条例を見直して、いわゆる市の管理から外して民間にすべて委託する。そのための無償貸付ということになって、やはりその再開を一刻も早くするためには、今回のこの前段で、公開プロポーザルでそれぞれの公募された業者の意見も聞きましたけども、その中の 1 つの条件としてもこれが挙がっておったんかと思うんですけども、新しい業者が新しい感覚で、君田温泉を含めた施設の新しい経営方針に乗かって、再開を早くやってもらうということが、今多くの市民や町民が望まれることではなかろうかなと思います。最初にも言いましたけど確かに過去の株式会社君田トエンティワンの経営批判等については、私も同じ思いををするところもいくつかはあるんですけども、何よりも、今の清算が早く済んで、1 日も早い君田温泉を含む施設の再開が望まれると、そのためには、今回の無償貸付も許せるものであらうと思って、賛成討論いたします。

○弓掛委員長 他に討論ありませんか。

伊藤委員。

○伊藤委員 議案第 44 号財産の無償貸付について反対討論を行います。

無償貸付ということで君田温泉を再開させるっていうことは大事なことだとは思うんですけども、今までの経過からして、すべてにおいて、きちんと総括がなされてないというふうに私は思うんです。そういう中で新たな業者を早く選定してきたということに、ちょっと疑問を感じております。そういう立場で反対討論とします。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 44 号を採決いたします。本案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○弓掛委員長 ただいまの採決の結果、可否同数でございますので、委員会条例第 15 条の規定により、委員長において本件に対する可否を採決します。本件について、委員長は賛成といたします。本案は原案の通り可決すべきものといたします。

次に、議案第 35 号「三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例（案）」の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 35 号を採決いたします。本案を原案の通り、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 37 号「三次市公共下水道条例の一部を改正する条例(案)」の討論を行います。討論願います。

伊藤委員。

○伊藤委員 議案第 37 号三次市公共下水道条例の一部改正する条例(案)に反対の立場で討論いたします。

今物価高騰の折の中、また上水道の方も値上げをしております。公共料金を今の時期に値上げするというのは、少し待ったをかける必要があると思います。市民への負担が増すばかりです。もっと考えてしなきゃならないし、下水道にしろ上水道にしろ事業として成り立たせるという考えは大事なこともかもしれないんですけども、市民に負担を強いるような値上げの仕方っていうのはいかがなものかという立場で反対討論といたします。

○弓掛委員長 他に討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 37 号を採決いたします。本案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○弓掛委員長 賛成多数と認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 36 号「三次市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(案)」の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 36 号を採決いたします。本案を原案の通り、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第 42 号「市道路線の認定、廃止及び変更について」の討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 42 号の採決をいたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。以上で採決を終わり

ます。

次に、委員長報告ですが、今回の議案7件について付すべき意見があればお願いします。なお、ご意見は議案審査に関係するものとしてください。

新田委員。

○新田委員 請願1号についての意見については正副委員長へこれまでの議論の経過を踏まえて、先ほど委任すると申し上げましたが、当然この1号に関わって38号、43号、44号っていうのは関連する議案でございますので、請願の採択というか、調査結果等も踏まえての意見を付していただきたい。反対、可否同数で3つともなったという経過報告も含めてお願いいたします。

○弓掛委員長 他にございませんか。

増田委員

○増田委員 議案第37号に関して公共下水道料条例についてなんですが、下水道料金等検討委員会では、今後の料金上昇がシミュレーションされており、それにあたって今後の利用料金上昇を抑制するため施設の統廃合など経営努力をしていただくとともに、接続率の向上など収入増等を図っていただきながら、経営改善いただきたいというような感じで付け加えていただければと思います。

○弓掛委員長 他にございませんか。

新家委員。

○新家委員 議案第37号公共下水道の条例の改正の件ですけども、基本的には今、増田委員が言った内容とほとんど変わらないんですけども、今まで経費回収率が70%を下回るような状況でずっと推移してきた経過でございますけども、そのために、一般会計からの基準外繰出、令和4年度で4億という大きな金額を拠出しておりますけども、ただでさえも一般会計の厳しい財政状況の中で、この下水道事業会計、企業会計に対して補填するということは、やはり避けるべきだろう。公営企業会計であるだけに、やっぱり独立採算制が強く望まれる会計であると思いますし、一方では、その経営努力をしっかりとしてもらわなくちゃいかん。先ほど説明を聞いた中で、農集と特環の統合等についての計画を聞きましたけども、あまり大きな削減効果が期待できるような内容ではなかったと思います。従って引き続き、それらをしっかりと、統廃合について鋭意努力していただいて経費を抑えることと、やはり将来どのような推移で、特に公共下水道についての料金見直しを再度行っていくかということについては、早く明らかにして欲しいと思います。

○弓掛委員長 他に意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 それでは、お諮りいたします。委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○弓掛委員長 ではそのようにさせていただき、後日、タブレットへ入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の予定はすべて終了いたしました。これにて、産業建設常任委員会を閉会といたします。

委員の皆様、長時間ご苦労さまでした。

午後4時45分 終了

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年3月1日

産業建設常任委員会

委員長 弓 掛 元